4.4 避難施設の整備

県、各市町及び関係機関は、避難施設及びその他の施設について、各施設の状況及び整備等に係る 検討などについて情報共有を図る。

4.5 避難促進施設(施設利用者へ避難を促す必要がある施設)

(1)避難促進施設の指定

- ・避難促進施設とは、火山現象の発生時に当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を 確保する必要があると認められる施設である。
- ・各市町は、火口からの距離等施設の位置や影響する火山現象、利用者数等施設の規模、その他地域の実情を考慮し、集客施設等を避難促進施設として、地域防災計画に位置づける。避難促進施設の例を表 4-8 に示す。
- ・避難促進施設を指定する場合には、十分説明を行うなど、施設の理解を得ながら共同で防災体制の構築を行う。避難促進施設の指定にあたっては、協議会において協議する。 なお、避難促進施設の指定については、内閣府が作成した「集客施設等における噴火時等の 避難確保計画作成の手引き」(2016年(平成28年)3月、内閣府(防災担当))を参考 とする。
- ・鶴見岳・伽藍岳における避難促進施設に設定するための基準・条件は表 4-9 のとおりとする。基準・条件の変更にあたっては、協議会において協議する。
- ・避難促進施設の所有者等は、単独で又は共同して、避難訓練及びその他火山現象の発生時に おける当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関 する計画(以降、「避難確保計画」という)を作成しなければならない。

表 4-8 避難促進施設のグループ分け

		グループ	施設例
集客施設	Α	交通関係施設	ロープウェイの停留場、鉄道駅、バスターミナル等
	В	宿泊施設	ホテル、旅館、山小屋等
	С	利用者が主に屋外で活動す	キャンプ場、スキー場、植物園、動物園等
		ることが想定される施設	
	D	その他、利用者が比較的短	観光案内所、休憩施設、飲食店、物品販売業を営む
		時間滞在する施設	店舗(土産屋等)等
要配慮者	Е	医療機関	病院、診療所等
利用施設	F	医療機関以外の要配慮者利	保育園、幼稚園、小学校、中学校、老人福祉施設、
		用施設	障害者支援施設等

出典:集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き(H28.3,内閣府)

表 4-9 避難促進施設を定める基準

警戒地域	基準・条件
鶴見岳	想定火口域からの距離が 1.5km 以内の施設
伽藍岳	想定火口域からの距離が 1.5km 以内の施設

(2)避難確保計画作成の支援

各市町は、避難促進施設との協議の場を設けるなど、避難計画との整合のとれた避難確保計画となるよう、その作成支援にあたる。

5 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応

5.1 避難の基本的な方針

噴火時の避難は、住民、登山者等が火山現象の影響範囲外に、もしくは安全な地域に退避することを基本とする。また、火山災害時における防災対応は、噴火警戒レベルに応じた対応を基本とし、噴火警戒レベルに応じて、住民、登山者等の避難等の判断を行うこととする。各噴火警戒レベルの防災対応及び登山者等に求める行動を表に示す。

表 5-1 噴火警戒レベルに応じた防災対応

種別及び 名称	対象	レベル (キーワード)	必要な防災対応	住民・登山者等に求める 行動
予報 噴火予報	火口 内 等	レベル1 (活火山で あることに 留意)	状況に応じて火口内への立ち入り規制等	(住民等) ・防災訓練への参加 ・情報収集 (登山者等) ・情報収集
警報 噴火警報 (火口周 辺)又は火 口周辺警報	火口周辺	レベル 2 (火口周辺 規制)	火口から概ね1km以内の立入禁止 (鶴見岳) ・別府ロープウェイは運行停止、山 上駅は避難 ・範囲内の鶴見岳への登山道立入禁 止 (伽藍岳) ・塚原温泉は避難 ・範囲内の県道616号は通行止め ・範囲内の伽藍岳への登山道立入禁 止	(住民等) ・情報収集 ・避難手順の確認 (登山者等) ・入山規制範囲外への避 難
警報 噴火警報 (火口周 辺)又は火 口周辺警報	火か居地近ま口ら住域くで	レベル 3 (入山規制)	火口から概ね 1.5km 以内の立入禁止 (鶴見岳) ・範囲内の鶴見岳への登山道立入禁止 (伽藍岳) ・塚原東野地区東部は避難 ・大分自動車道湯布院 IC から日出 JCT 間及び東九州自動車道速見 IC から別府 IC 間(日出 JCT 経由)は 通行止め ・範囲内の県道 616 号は通行止め	※噴火警戒レベル2と同様
特別警報 噴火警報 (居住地 域)又は噴 火警報	居地びれり口住及そよ火側	レベル4 (高齢者等 避難)	警戒が必要な居住地域での避難準備。要配慮者は避難等 ・範囲内の県道は通行止め	(住民等) ・避難の準備 (登山者等) ・既に下山済。まだ山に いる場合、早急に下山も しくは救助要請を行う。
特別警報 噴火警報 (居住地 域)又は噴 火警報	居地びれり口	レベル 5 (避難)	火山活動の状況に応じて、「一次避難区域」、「二次避難区域」及び「三次避難区域」(※)により避難	(住民等) ・避難 (登山者等) ・既に下山済。まだ山に いる場合、早急に下山も しくは救助要請を行う。

※「一次避難区域」「二次避難区域」「三次避難区域」については、5.7(2)を参照。

突発的な噴火発生時においても上記の避難行動を基本とするが、迅速な避難対応が求められる点及 び登山者等への避難対応を同時に実施する必要がある点に留意する必要がある。突発的な噴火発生時 の避難対応は、「6 突発的な噴火発生時の避難対応」で示す。

5.2 情報の伝達

(1) 噴火警戒レベル等の伝達

福岡管区気象台から「火山の状況に関する解説情報(臨時)」や噴火速報、噴火警報等が発表された場合、以下の「噴火警報・予報等の情報伝達系統図」により迅速かつ的確に伝達し、住 民、登山者等、関係機関に周知するものとする。

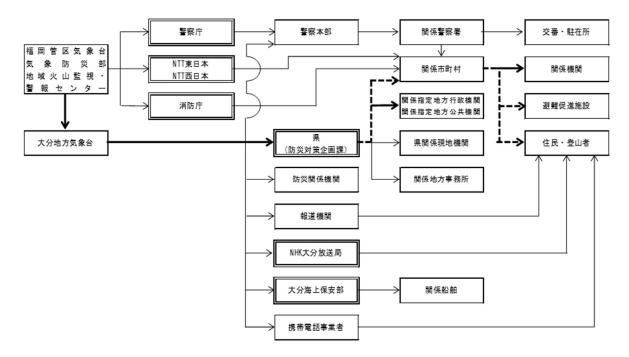


図 5-1 噴火警報・予報等の情報伝達系統図

- 注1 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
- 注2 点線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路
- 注3 太線及び点線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報(臨時の発表である ことを明記したものに限る。)及び噴火速報が発表された際に、通報又は要請等が義務づけられている伝達経 路。

(2)緊急性の高い情報の伝達

各市町は、防災行政無線又はその他の手段により直接、あるいは火口周辺事業者等を通じて、 登山者等へ危険区域内からの下山及び入山の禁止又は自粛を伝達する。

(3) 報道機関への対応

報道機関への情報提供にあたっては、協議会の事務局等を窓口として一元化し、協議会で協議 した対応方針や防災対応の状況について整理した情報を発信するとともに、観光関係団体・観光 関係事業者等と共有する。

また、必要に応じて、県と気象庁等、関係機関が合同で記者会見を行う。合同記者会見を実施するにあたっては、報道機関へ会見時間等を事前に周知する。合同記者会見では、県は火山地域全体の防災対応の状況、関係市町は住民、登山者等の避難や避難所等の状況等の防災対応、気象庁は噴火警報や火山の活動状況、火山専門家は専門的知見から火山の活動状況等の解説、警察、道路管理者等は道路等の規制状況など、役割に応じて対応する。なお、誤った情報や整合性のとれていない情報は、避難等の対応に混乱を生じさせ、さらには、地域産業への経済的被害を及ぼす可能性もあるため、報道機関への情報提供や報道機関を通じての周知については十分に注意する。報道機関からの取材や問い合わせに対しても、協議会の事務局等が適時対応するとともに、協議会の構成機関等と情報を共有する。専門的な回答が必要となる場合などにおいては、適宜協議会の構成機関等に対応を依頼する。

関係市町は、協議会としての体制が整うまでの間や、地域住民等へのきめ細かな対応等に関する情報を発信する場合に備えて、市町としても報道機関対応の窓口を設置する。

5.3 噴火警戒レベル1の場合

(1) 各構成機関の体制

火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表された場合、県および各市町では次の体制をとる。

表 5-2 火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表された場合の体制 (噴火警戒レベル1〔活火山であることに留意〕)

噴火警戒	体制					
レベル	大分県	別府市	宇佐市	由布市	日出町	
レベル 1 活火山であ ることに留 意	【災害対策連 絡室】	【災害連絡 室】	【通常体制】	【災害警戒準 備室】	【通常体制】	

(各市町の地域防災計画より)

(2) 火口周辺の規制

火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表された場合の防災対応は下記のとおりとする。

表 5-3 火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表された場合の防災対応噴火警戒レベル 1 (活火山であることに留意)

種別及び	対象	レベル	必要な『	
名称	範囲	(キーワード)	鶴見岳	伽藍岳
予報	火口内	レベル1	状況に応じて火口内へ	状況に応じて火口内へ
噴火予報	等	(活火山である	の立ち入り規制等	の立ち入り規制等
		ことに留意)	・別府ロープウェイは	
			山上駅の下山案内開始	

(3) 各登山口での注意喚起

各市町は、臨時の解説情報の発表に伴い、主な登山口への看板設置や、別府ロープウェイ、塚原温泉、観光協会、登山ガイド、交通事業者からの協力を求めるなどにより、登山者等に対し、下記の対応を取ることを促すなど、注意喚起を行う。

- 火山防災マップの確認
- 最新の火山活動情報の収集・確認
- ヘルメット、マスク、ゴーグル等噴火に備えた装備の携行
- 突発的な噴火が発生した場合に備えた複数の避難ルートの確認

図 5-2 鶴見岳・伽藍岳看板設置



見岳・伽藍岳に登山する皆様へ

To All the Climbers to Mt. Tsurumi and Mt. Garan

鶴見岳・伽藍岳 周辺マップ Mt. Tsurumi and Mt. Garan Guide Map



鶴見岳・伽藍岳は噴火の可能性のある 活火山です。 Mt. Tsurumi and Mt. Garan are active volcanoes.

噴火警戒レベルの解説 Details of volcanic Alert Levels

		De Charles Control of the Control of		
レベル Level	立入規制等 Restrtionic	火山活動の状況 Volcanic Activity		
レベル3 Level 3	入山麓制 Da not accross the mountain (火口から響む1 Skm以内の立入禁止) Do not art within accross 1 Skn from the cross s	回住地域の近くまで重大な影響を及ぼす竜火が発生、 あるいは発生すると予想される。 An enablor which can't centre services offects to the makenter residential enters the OCCATHOL by to expect to 6004		
レベル2 Level 2	火口商功規制 Concert separate the creater (火口から概ね1km以内の立入禁止) Do not get within approx. See how the creater)	火口両辺に影響を及ぼす頃火が発生、あるいは発生 すると予想される。 An ampliture official Callumor official to the publishery of the Callumor News Orfice Appendix of 1 appendix of the Callumor News Opendix of the Appendix of the Appendix of the Appendix		
レベル1 Level 1	活火山であることに留意 (状況にありて火口内への立入規制) from may face to be added to a second to a sec	火山活動は静穏、火山活動の状態によって、火口内で 火山灰の噴出等が見られる。 The inform of State of St		

自分の身を自分で守るために・・・(To protect yourself on your own) 豊山は自己責任です。万一の時の頃石や落石、火山灰などから身を守るため、 ヘルメット、ゴーグル、ヘッドライト等の持参を推奨します。 Mountain climbing is based on the principle of self-responsibility. Carrying a helmet, goggles, a headlight, etc. with you is recommended, in order to protect yourself from volcanic rocks, fallen rocks, volcanic ash, etc. in case of emergency.

を発見したら・・・(If you notice something abnormal)

火山ガスや水蒸気の頃出、鳴動、地湿の上昇等災害が発生するおそれがある 異常な現象を発見した方は、すぐに下山し、下記に通報してください。 If you notice any abnormal phenomena such as gushing of volcanic gas or vapor, rumbling, a rise in soil temperature, etc. that might indicate a coming disaster, descend the mountain immediately and report it to the following divisions.

只今の噴火警戒レベル



火山に関する結災情報等は右記二次元 コードからアクセスできます。 You can see the information on volcanoes via the code on the right.



●大分県 防災対策企画課 097-506-3139 ●別府市 防災危機管理課 0977-21-2255 ● (Oita Pref. Disaster Prevention Planning Div. Tel:097-506-3139) ● (Beppu City Disaster Prevention&Crisis Management Div. Tel:097-21-2255)

5.4 噴火警戒レベル2の場合

(1) 各構成機関の体制

噴火警戒レベル2 (火口周辺規制) が発表された場合、県および各市町では次の体制をとる。

表 5-4 噴火警戒レベル2 (火口周辺規制) が発表された場合の体制

噴火警戒	体制				
レベル	大分県	別府市	宇佐市	由布市	日出町
レベル2 火口周辺規制	【災害対策 連絡室】	【災害連絡 室】	【災害対策連 絡室】	【災害対策警 戒本部】	【災害対策連 絡室】

協議会の構成機関は、火山活動の状況、火口周辺規制の範囲について確認する。また、噴火した場合や噴火警戒レベル3に引き上げられる場合に備え、入山規制や登山者等の避難、救助活動などの防災対応について協議する。

(2) 火口周辺の規制

噴火警戒レベル2 (火口周辺規制) での防災対応は下記のとおりとする。

表 5-5 噴火警戒レベル 2 (火口周辺規制) の防災対応

種別及び	対象	レベル	必要な『	方災対応
名称	範囲	(キーワード)	鶴見岳	伽藍岳
警報 噴火警報(火 口周辺)又は 火口周辺警報	火口 周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口から概ね 1km 以内の 立入禁止 ・別府ロープウェイは運行 停止、山上駅は避難 ・範囲内の登山道立入禁止	火口から概ね 1km 以内の 立入禁止 ・塚原温泉は避難 ・範囲内の県道 616 号塚原 天間線は通行止め ・範囲内の登山道立入禁止

表 5-6 噴火警戒レベル2 (火口周辺規制)の規制内容

規制箇所	鶴見岳	伽藍岳
施設	防災対応: 避難 ・別府ロープウェイ山上駅(鶴見岳) ・別府ロープウェイは運行停止(鶴見 ・別府ロープウェイは運行停止(鶴見 岳) (避難放送、避難誘導等)	防災対応: 注意喚起 ・へびん湯、鍋山の湯 消防機関は、安全が確認できる地域 (火口から概ね 1km 圏外)から、 実施可能な範囲で、注意喚起(下山 を促す等)をおこなう。 (噴火警戒レベル2の情報発表から40 分程度を想定)
登山道	防災対応: 立入規制 範囲内のすべての登山道	同左
登山口	防災対応:閉鎖(規制看板設置) <別府市> ・火男火売神社付近の登山口(鶴見岳) ・火男火売神社付近の登山口(鶴見岳) 消防団が、原則、実施可能な範囲 で、規制看板(鳥居バス停近く)を設置する。(噴火警戒レベル2の情報発表から30分程度を想定) ・別府ロープウェイ西口からの登山口(鶴見岳)	防災対応:閉鎖(規制看板設置) <別府市> ・鍋山桃源郷登山口(伽藍岳) 別府市が、明礬内山線立入規制フ エンスを閉じる(施錠しない)と ともに、看板を設置する。(噴火 警戒レベル2の情報発表から30分 程度を想定)

規制箇所	鶴見岳	伽藍岳
	(別府ロープウェイ西口)を設置する。(噴火警戒レベル2の情報発表から20分程度を想定)・扇山浄水場付近の登山口(鶴見・伽藍岳) 別府市が規制看板(九州横断道路から扇山浄水場への交差路近く)を設置する。(噴火警戒レベル2の情報発表から20分程度を想定)	<由布市> ・由布市が、塚原温泉登山口および ・コーライン登山口付近に規制看 板を設置する(噴火警戒レベル2 の情報発表から40分程度を想 定)
道路		防災対応:看板設置 ・範囲内の県道 616 号塚原天間線は全面通行止め。 ・県道 616 号塚原天間線と北側の国道 500 号との交差点及び県道 616 号塚原 天間線と市道城島塚原線との交差点に通 行止め看板設置(大分土木事務所) (通行止めに伴う迂回路は巻末資料3の とおり)

(3)登山者等への防災対応

イ 登山者への対応

各市町及び県は、レベル2引き上げ時には、防災行政無線、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、防災ヘリ、インターネット等を活用し、登山者等に対し規制区域から避難の呼びかけを行う。また、協力機関へ周知協力の依頼を行う。

規制区域内にいる登山者等は、巻末資料1) 想定火口から噴火が発生した場合の避難ルートに従い、避難(下山)をするものとする。

表 5-7 噴火警戒レベル2 (火口周辺規制) の登山者等への防災対応

機関	対応	方法	対象	備考	
県	警戒・広報	・県防災行政無線一斉ファックス ・関係部局、報道機関、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、インターネット(HP等)での広報	・市町・県民	・外国人等を含む要配慮者、 帰宅困難者等にも配慮する。 ・災害発生中、後において も、同様の措置により市町に 対策を促す。 ・噴火警報(火口周辺)の通 報又は自ら知ったときは、直 ちに市町に通知する。	
市町	避難の呼びかけ	・市町村防災行政無線・防災情報提供メール(県民安全・安心メール及びおおいた防災アプリを含む)・広報車・インターネット(HP等)	・住民 ・登山者 ・観光客 等	・外国人等を含む要配慮者にも配慮する。 ・災害発生中、後においても、同様の措置により対策を呼びかける。 ・噴火警報(火口周辺)の通報又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車により住民へ周知する。	
その作	その他必要と判断される場合の措置				

- ・避難誘導を行う際は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家等の助言により、規制範囲外への避難について施設等と連携し対応する。また、利用者等の避難に必要となる車両等の確保を行う。
- ・県は、避難促進施設や登山口等に出動する車両やヘリコプター等の手配をする。
- ・観光事業者、観光関係団体等は、身の安全を確保しつつ、各市町の情報をもとに登山者等の避難誘導にあたる。
- ・警察、消防等は、登山者等の避難誘導にあたる。

ロ 下山者への対応

各市町及び大分県警察は、下山者に対し、主な登山口での避難支援を行う。また、下山者から下山中に感じた火山の異変に関する聞き取りを行う。

各市町は、市町所有の車両活用やスクールバス、観光協会等を通じた宿泊施設やバス事業者への輸送車両の支援等について検討を進め、避難支援体制の整備を図る。

鶴見岳では、下山者の名前、住所等を確認し、下山者数を把握、別府ロープウェイの切符の売り上げ枚数や登山届との突合を行う。

伽藍岳では、避難した温泉利用者、火口見学者等の氏名、住所等を確認し、避難者数を 把握、塚原温泉が把握している利用者数との突合を行う。

主な登山口 担当機関 鶴見岳 伽藍岳 火男火売神社付近の登山口(鶴見 別府市 岳)、別府ロープウェイ西口からの登 明礬内山線立入規制フェンス(鍋 山口(鶴見岳)、扇山浄水場付近の登 山桃源郷登山口)(伽藍岳) 山口(鶴見岳・伽藍岳) 登山口なし 登山口なし 宇佐市 登山口なし 塚原温泉登山口、エコーライン登 由布市 山口 登山口なし 登山口なし 日出町

表 5-8 噴火警戒レベル2 (火口周辺規制) の下山者への対応

八 主な登山口への看板設置

各市町は、現在の噴火警戒レベル、現在の火山活動及び通行できない登山口を示した看板を、主な登山口に設置し、注意喚起を行う。看板設置にあたっては、巻末資料6交通規制位置・方法等確認票をもとに対応するとともに、資器材や職員配置等の平常時からの体制整備に努めることとする。

二 市職員の登山口等への配置

別府市、由布市は、必要に応じて担当の登山口に市町職員を配置し、下山する登山者等を把握するとともに、家族からの通報などから、行方不明者を把握し大分県に報告、情報共有

を図る。また、登山者等が山に残留している可能性があるため、所轄の警察と連携し、登山 口の駐車車両や各手段により成された届出状況を活用し、登山者数等の把握に努める。

ホ 救助活動の体制

火山噴火に対する応急措置について、県・市町は外部からの応援が必要であると判断した場合、救助活動を円滑に行うために、現場活動での一体性、効率性、安全性を考慮し、合同調整所を設置するなど体制を整える。

表 5-9 噴火警戒レベル 2 (火口周辺規制) の登山口への看板設置

担当機関	主な登山口			
担当城民	鶴見岳	伽藍岳		
別府市	火男火売神社付近の登山口(鶴見岳)、ロープウェイ西口からの登山口(鶴見岳)、扇山浄水場付近の登山口(鶴見・伽藍岳)	明礬内山線立入規制フェンス(鍋山桃源郷登山口)(伽藍岳)		
宇佐市	登山口なし	登山口なし		
由布市	登山口なし	塚原温泉登山口、エコーライン登山口		
日出町	登山口なし	登山口なし		

へ 宿泊施設等への注意喚起

各市は、表 5-10 に掲げる施設への注意喚起を行う。

表 5-10 各施設への注意喚起

担当機関	施設への注意喚起	対応方法
別府市	別府ロープウェイ	電話連絡
由布市	無相荘乗馬クラブクレイン湯布院	電話連絡

ト 通行規制

大分県警察は、範囲内の全面通行止めとなる道路において、道路管理者が看板を設置するまでの間、初期対応として現場警察官による交通規制を行う。また、道路管理者は、範囲内の所管道路において、交通規制看板を設置する。

表 5-11 噴火警戒レベル 2 (火口周辺規制) の通行規制

通行規制	規制方法	担当機関
範囲内の道路	現場警察官の措置	大分県警察
	(初期対応としての交通規制)	
	看板設置(通行止め)	道路管理者

5.5 噴火警戒レベル3の場合

(1) 各構成機関の体制

噴火警戒レベル3 (入山規制)が発表された場合、県および各市町では次の体制をとる。

表 5-12 噴火警戒レベル3 (入山規制) が発表された場合の体制

噴火警戒	体制				
レベル	大分県	別府市	宇佐市	由布市	日出町
レベル3入山規制	【災害対策連 絡室】	【災害連絡 室】	【災害対策連 絡室】	【災害対策警 戒本部】	【災害対策連 絡室】

協議会の構成機関は、火山活動の状況、入山規制の範囲について確認する。また、噴火した場合に備え、避難誘導体制等の入山規制や登山者等の避難・救助活動について協議する。 さらに、噴火警戒レベル4に引き上げられる場合に備え、防災体制(設置場所含む)や、広域避難に関する避難対象区域、避難経路、避難所等確認の防災対応について協議する。

(2)入山規制

噴火警戒レベル3 (入山規制) での防災対応は下記のとおりとする。

表 5-13 噴火警戒レベル3 (入山規制) の防災対応

種別及び	対象	レベル	必要な原	方災対応
名称	範囲	(キーワード)	鶴見岳	伽藍岳
警報 噴火警報(火 口周辺)又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル 3 (入山規制)	火口から概ね 1.5km 以内の立入禁止 ・範囲内の鶴見岳へ の登山道立入禁止	火口から概ね 1.5km 以内の立入禁止 ・範囲内の伽藍岳への 登山道立入禁止 ・塚原東野地区東部は 避難 ・大分自動車道湯布院 IC から日出 JCT 間 及び東九州自動府 IC 間(日出 JCT 経由) は通行止め ・範囲内の県道 616 号塚原天間線は通行 止め

表 5-14 噴火警戒レベル3 (入山規制) の規制内容

規制範囲	鶴見岳	伽藍岳	
施設	防災対応:注意喚起 別府ロープウェイ高原駅	防災対応:避難 ・塚原東野地区東部	
	別府ロープウェイ高原脈	・へびん湯、鍋山の湯	
	(避難放送、避難誘導等)	消防機関は、安全が確認できる地域(火	

		口から概ね 1.5km 圏外)から、実施可能 な範囲で、避難を促す方法をとる。(噴火 警戒レベル 3 の情報発表から 40 分程度を 想定)
登山道	防災対応:入山規制 範囲内のすべての登 山道	同左
登山口	防災対応:閉鎖(規制看板設置) <別府市> ・火男火売神社付近の登山口(鶴見岳) 消防団が、原則、実施可能な範囲で、規制看板(鳥居バス停近く)を設置する。 (噴火警戒レベル3の情報発表から30分程度を想定) ・別府ロープウェイ西口からの登山口(鶴見岳) 別府ロープウェイ職員が、実施可能な範囲で、規制看板(別府ロープウェイ西口)を設置する。(噴火警戒レベル3の情報発表から20分程度を想定)・扇山浄水場付近の登山口(鶴見・伽藍岳)別府市が規制看板(九州横断道路から扇山浄水場への交差路近く)を設置する。(噴火警戒レベル3の情報発表から20分程度を想定)	防災対応:閉鎖(規制看板設置) <別府市> ・鍋山桃源郷登山口(伽藍岳) 明礬内山線立入規制フェンスを閉じる (施錠しない)とともに、看板を設置 する。 (噴火警戒レベル3の情報発表から 30分程度を想定) <由布市> ・由布市が、塚原温泉登山口およびエコーライン登山口付近に規制看板を設置 する(噴火警戒レベル3の情報発表から40分程度を想定)
道路	・なし	防災対応: 通行止め ・大分自動車道湯布院 IC から日出 JCT 間 及び東九州自動車道速見 IC から別府 IC 間 (日出 JCT 経由) は通行止め ・範囲内の県道 616 号塚原天間線は通行止 め(通行止めに伴う迂回路は巻末資料 3 の とおり)

(3)登山者等への防災対応

イ 登山者への対応

県及び各市町は、防災行政無線、緊急速報メール、県民安全・安心メール、おおいた防災 アプリ、防災ヘリ、インターネット等を活用し、登山者等に対し規制区域から避難の呼びか けを行う。また、協力機関へ周知協力の依頼を行う(対応方法等は噴火警戒レベル2の登 山者等への対応と同様)。

規制区域内にいる登山者等は、巻末資料1想定火口から噴火が発生した場合の避難ルートに従い、避難(下山)をするものとする。

ロ 下山者への対応

各市町及び大分県警察は、下山者に対し、登山届をもとに主な登山口での安否確認を行う。また、下山者から下山中に感じた火山の異変に関する聞き取りを行う。

各市町は、レベルの引上げにより、予定外の登山口に下山した登山者等を各登山口や避難所へ送迎する(対応機関は噴火警戒レベル2の下山者への対応と同様)。

八 宿泊施設等への注意喚起

各市町は、表 5-15 に掲げる施設への注意喚起を行う。

表 5-15 各施設への注意喚起

担当機関	施設への注意喚起対応方法	
別府市	別府ロープウェイ、城島高原オペレ ーションズ	電話連絡
宇佐市	九州自然動物公園アフリカンサファリ	電話連絡
由布市	湯布院塚原高原観光協会	電話連絡
日出町	ホテル&リゾーツ別府湾、ホテルA Z、ビジネスホテルアルバ、ホテル ソラージュ大分日出	電話連絡

二 立入規制

各市町は、登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制を行う。また、状況に応じて、注意が必要な居住地域の要配慮者に対し、避難準備を呼びかける。

表 5-16 噴火警戒レベル3 (入山規制) の立入規制・避難準備の対応

担当機関	立入規制・避難準備 (入山規制・避難呼びかけ)	対応方法
別府市	火男火売神社付近の登山口(鶴見岳)、別府ロープウェイ西口からの登山口(鶴見岳)、扇山浄水場付近の登山口(鶴見岳・伽藍岳)、明礬内山線立入規制フェンス(鍋山桃源郷登山口)(伽藍岳)	看板設置、消防機関の巡回
宇佐市	津房、深見地区住民に対し注意喚起	防災行政無線、ホームページ
由布市	塚原温泉登山口、エコーライン登山口	看板設置、広報車、ホームページ
日出町	南端地区住民に対し注意喚起	区長電話連絡、広報車、ホームページ

木 通行規制

大分県警察は、範囲内の全面通行止めとなる道路において、道路管理者が看板を設置するまでの間、初期対応として現場警察官の措置として交通規制を行う。また、道路管理者は、範囲内の所管道路において、交通規制看板を設置する。

表 5-17 噴火警戒レベル3 (入山規制)の通行規制

通行規制	規制方法	担当機関
範囲内の道路	現場警察官の措置	大分県警察
	(初期対応としての交通規制)	
	看板設置(通行止め)	道路管理者

(4) 早期避難の対応

関係市町は、火山活動の状況に応じて発表される噴火警戒レベルに対応し、火山災害から登山者等の安全を確保する必要がある場合には、隣接市町と連携し、入山規制又は災害対策基本法第60条の規定による避難の指示等、もしくは同法第63条の規定による警戒区域の設定(「入山規制等」)を行い、危険な区域への登山者等の立入りを制限させる。また、住民への広報、避難所の開設等、避難に係る対応を行う。

5.6 噴火警戒レベル4の場合

(1) 各構成機関の体制

噴火警戒レベル4 (高齢者等避難)が発表された場合、県及び各市町では次の体制をとる。

表 5-18 噴火警戒レベル4 (高齢者等避難)が発表された場合の体制

噴火警戒	体制				
レベル	大分県	別府市	宇佐市	由布市	日出町
レベル4	【災害警戒本	【災害警戒本	【災害警戒本	【災害対策本	【災害警戒本
高齢者等	部】	部】	部】	部】	部】
避難					

協議会の構成機関は、防災体制をとり、国、県、市町、火山専門家等の関係者で構成される合同会議等で緊密に連携を図り、情報収集・情報の共有体制を強化するとともに、担当する防災対応にあたる。また、噴火警戒レベルが5に引き上げられる場合や噴火した場合に備え、防災体制(設置場所含む)や、広域避難に関する避難対象区域、避難経路、避難所の確認、避難誘導体制等の防災対応について協議する。

(2) 高齢者等避難・規制

噴火警戒レベル4 (高齢者等避難) での防災対応は下記のとおりとする。

表 5-19 噴火警戒レベル4 (高齢者等避難) の防災対応

警報の種別	対象範囲	レベル	必要な防災対応
及び名称		(キーワード)	
特別警報	居住地域及び	レベル4	・警戒が必要な居住地域での避難準備
噴火警報	それより火口側	(高齢者等避	・要配慮者は避難行動
(居住地域)		難)	
又は			
噴火警報			

表 5-20 噴火警戒レベル4 (高齢者等避難) の規制内容

	鶴見岳	伽藍岳
地域	防災対応:高齢者等避難	防災対応:高齢者等避難
登山道	別府市 東山地区、南立石地区、陸上自衛 隊別府駐屯地、鶴見地区、大平山地 区、緑丘地区、西地区、野口原、青 山地区、境川地区の一部、野口地 区、朝日地区の一部、春木川地区の 一部、石垣地区の一部 由布市 塚原下組地区、塚原中釣地区、塚 原中の原地区、塚原東野地区、塚原 温泉 防災対応:入山規制 範囲内のすべての	別府市 朝日地区、大平山地区、鶴見地区、陸上自衛隊別府駐屯地、南立石地区の一部、緑丘地区、春木川地区の一部、上人地区の一部由布市塚原中釣地区、塚原中の原地区、塚原東野地区西部、塚原下組地区、塚原本村地区、塚原雛戸地区宇佐市安心院町萱籠、安心院町南畑、安心院町東椎屋
	登山道 ※噴火警戒レベル3の対応と同様。	同左
登山口	防災対応:閉鎖(入山禁止の情報伝達) ※看板設置等の、現地で行う対応は困難であるので、緊急速報メール、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ等による情報伝達により入山しないよう措置する。	同左
道路	範囲内の県道は通行止め。	範囲内の県道は通行止め。 ※噴火警戒レベル3の対応と同様。

(3) 住民等への防災対応

イ 宿泊施設等への避難情報の呼びかけ

各市町は、警戒が必要な範囲にいる者に対し、高齢者等避難を発令するとともに防災行政無線、緊急速報メール、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、インターネット、広報車等により、避難準備や要配慮者の避難を呼びかける(避難行動要支援者の避難については、「8.4 避難行動要支援者の避難」を参照)。

また、各市町は、これらの避難に対応するため、必要に応じて避難所を開設する。各市町等の避難所については、表8-4及び表8-5を参照(詳細については、「8 広域避難」を参照)。

ロ 住民への対応

各市町は、注意が必要な居住地域に対し、防災行政無線等により注意喚起を行う。

特に、特別警報に位置付けられる噴火警報(居住地域)について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車により住民へ周知する。

八通行規制

大分県警察は、範囲内の全面通行止めとなる道路において、道路管理者が看板を設置す

るまでの間、初期対応として現場警察官の措置として交通規制を行う。また、道路管理者は、範囲内の所管道路において、交通規制看板を設置する。

表 5-21 噴火警戒レベル4 (高齢者等避難) の通行規制

通行規制	規制方法	担当機関
範囲内の道路	現場警察官の措置	大分県警察
	(初期対応としての交通規制)	
	看板設置(通行止め)	道路管理者

(4)避難促進施設の避難支援

- ・要配慮者が利用する避難促進施設は、避難確保計画等を活用する等して、各市町の避難 情報の発表等にしたがい、避難誘導を実施する。
- ・各市町は、要配慮者が利用する避難促進施設から依頼があった場合、受入先の確保・調整、要配慮者の搬送手段の手配などを行う。なお、あらかじめ輸送機関等と、搬送手段の確保等に関する協定の締結等を行うことが望ましい。
- ・県は、要配慮者が利用する避難促進施設の避難に際して、各市町から要請があった場合、受入先の確保・調整や搬送手段の手配などの支援を行う。なお、あらかじめ輸送機関等と、搬送手段の確保等に関する協定の締結等を行うことが望ましい。

5.7 噴火警戒レベル5の場合

(1) 各構成機関の体制

噴火警戒レベル5 (避難)が発表された場合、県及び各市町は次の体制をとる。

表 5-22 噴火警戒レベル5 (避難)が発表された場合の体制

噴火警戒	体制							
レベル	大分県	別府市	宇佐市	由布市	田出町			
レベル 5 避難	【災害対策本 部】	【災害対策本 部】	【災害対策本 部】	【災害対策本 部】	【災害対策本 部】			

協議会の構成機関は、防災体制をとり、国、県、市町、火山専門家等の関係者で構成される合同会議等で緊密に連携を図り、情報収集・情報の共有体制を強化し、避難等の防災対応にあたる。また、火山ハザードマップ等の想定を超える噴火が発生した場合や影響範囲の拡大に備え、防災体制(設置場所含む)や、広域避難に関する避難対象区域の拡大、避難経路、避難所の確認、避難誘導体制等の防災対応について検討する。

(2)避難・規制

噴火警戒レベル5(避難)での防災対応は下記のとおりとする。

なお、火山活動の状況に応じ、次の段階に分け、それぞれの段階に応じて対応等を整理する。

- (一次避難区域) 2 k m以内の居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫
- (二次避難区域) 3 k m以内の居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫
- (三次避難区域) 3 k mを超える居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫
- ※三次避難区域はハザードマップを基に想定被害区域から数百mから1km程度の余裕を取り設定

表 5-23 噴火警戒レベル5 (避難)の防災対応

警報の種別	対象範囲	レベル	必要な防災対応
及び名称		(キーワード)	
特別警報	居住地域及び	レベル5	・危険な居住地域からの避難(状況に応じ
噴火警報	それより火口側	(避難)	て対象地域や方法を判断)
(居住地域)			
又は			
噴火警報			

表 5-24 噴火警戒レベル5 (避難)の規制内容

	数 3 − 24 ・噴火膏	伽藍岳
地域	防災対応:避難	防災対応:避難
	(一次避難区域) 別府市 東山一区	(一次避難区域) 由布市 塚原中釣地区、塚原中の原地 区、塚原東野地区西部
	(二次避難区域) 別府市 東山一区、堀田、 陸上自衛隊別府駐屯地	(二次避難区域) 別府市 明礬、湯山、天間、小倉(ただ し、九州横断道路以西)、竹の 内(ただし、九州横断道路以 西) 由布市 塚原下組地区
	(三次避難区域) 別府市 東山地区、南立石地区、陸上自衛隊別府駐屯地、鶴見地区、大平山地区、緑丘地区、西地区、野口原、青山地区、境川地区の一部、野口地区、朝日地区の一部、春木川地区の一部、石垣地区の一部	(三次避難区域) 別府市 朝日地区、大平山地区、鶴見地区、陸上自衛隊別府駐屯地、南区、陸上自衛隊別府駐屯地、南立石地区の一部、緑丘地区、春木川地区の一部、上人地区の一部 由布市 塚原本村地区、塚原雛戸地区宇佐市 安心院町萱籠、安心院町南畑、
	由布市 塚原下組地区、塚原中釣地区、 塚原中の原地区、塚原東野地 区、塚原温泉 ※火口付近の施設では地区によらず避難 ※宿泊施設等においては、従業員を含め、 避難	安心院町東椎屋 ※火口付近の施設では地区によらず避難 ※宿泊施設等においては、従業員を含め、 避難
登山道	防災対応:入山規制 範囲内のすべての 登山道 ※噴火警戒レベル3の対応と同様。	同左
登山口	防災対応:閉鎖(入山禁止の情報伝達) ※看板設置等の、現地で行う対応は困難であるので、緊急速報メール、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ等による情報伝達により入山しないよう措置する。	同左
道路	(一次避難区域) ・範囲内の県道 11 号は通行止め	(一次避難区域) ・範囲内の県道 616 号は通行止め
	(二次避難区域) ・大分自動車道湯布院 IC から日出 JCT 間及び東九州自動車道速見 IC から大分 IC 間(日出 JCT 経由)は通行止め・範囲内の県道 11号、52号及び 620号は通行止め	(二次避難区域) ・大分自動車道及び東九州自動車道については噴火警戒レベル3の対応と同様(大分自動車道湯布院ICから日出JCT間及び東九州自動車道速見ICから別府IC間(日出JCT経由)は通行止め) ・範囲内の国道 500 号及び 616 号は通行止め

(三次避難区域)

・範囲内の国道 500 号、県道 11 号、 52 号、218 号、616 号及び 620 号は 通行止め

(三次避難区域)

・範囲内の国道 500 号、県道 11 号、218号、616号及び617号は通行止め

(3) 住民等への防災対応

イ 宿泊施設等の避難及び呼びかけ

各市町は、避難が必要な居住地域に対し避難指示を発令するとともに防災行政無線、緊急速報メール、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、インターネット、広報車等により、避難を呼びかける。

ロ 住民への対応

各市町は、警戒が必要な居住地域に対し、避難指示を発令するとともに緊急速報メール、県 民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、防災行政無線、広報車等により、避難を呼びかけ る。

(参考) マスターシート

マスターシートとは、避難対象地区単位での避難対象人口や避難先等を整理し、協議会内で常に最新の情報として共有するための共通フォーマットである。本計画とは別で整理しておき、定期的な更新・共有を行う。

市街地を含む具体的な避難計画 マスターシートA (避難対象地区一避難方向) 世帯数 人口(人) 避難対象 地区 誘導を 行う者 避難 方向 地区、まく滋難所と Lv5 約○○km 市道○○→県道○ 約○○分 •• •• •• 泥流 〈福祉避難所〉 避難所> (福祉避難所) 福祉避難所 (滑頭所> <福祉避難所> <避難所> (福祉避難所>

図 5-3 避難計画マスターシート

20,007,01-0	地区	(世帯)	A	(人) B	避難所名	(X)	C-A	手段	台数(台)	福祉避難所名	(X) D	D-B	手段	台数(台)
(記入例) ○○地区 または記号	●●地区 ▼▼地区 ■■地区	** ** 8† :	** ** 8† :	** ** 8† :	0000 0000	** ** **:		自家用車	** ** 8†:	0000 0000	** ** !t:			** ** at:

八 居住地域における避難の方向

居住地域における避難の方向については、巻末資料2で示す。

二 避難所の開設

各市町は、宿泊施設の管理者、利用者及び地域の住民等を収容するため、避難所を開設する。各市町等の避難所については、表8-4及び表8-5を参照(詳細については、「8 広域避難」を参照)。

避難所の開設にあたり、避難所が過密状態になることを防ぐため、ホテルや旅館等の活用も検討し、感染症対策に必要な措置を講じるものとする。

県は、避難所の確保にあたり、県立施設を積極的に開放するほか、ホテルや旅館等の借 上げについて、市町のみでは対応が困難な場合には、借上げに係る調整を実施する。

木 通行規制

大分県警察は、範囲内の全面通行止めとなる道路において、道路管理者が看板を設置するまでの間、初期対応として現場警察官の措置として交通規制を行う。また、道路管理者は、範囲内の所管道路において、交通規制看板を設置する。

通行規制規制方法担当機関範囲内の道路現場警察官の措置
(初期対応としての交通規制)大分県警察
(初期対応としての交通規制)看板設置(通行止め)道路管理者

表 5-25 噴火警戒レベル 5 (避難) の通行規制

(4)避難促進施設による避難誘導

- ・避難促進施設は、施設の利用者等に対して、噴火警戒レベルが5に引き上げられたことや 避難指示等が発令されたことを周知する。また、各市町の支援のもと、避難所等まで避難 誘導を行う。
- ・各市町は、避難促進施設から避難者の輸送手段確保について依頼があった場合、その調達・確保を行う。そのために、あらかじめ輸送機関等と協定の締結等を行うことが望ましい。
- ・県は、避難促進施設の避難に際して、市町から要請があった場合、受入先の確保・調整や 搬送手段の手配などの支援を行う。そのために、あらかじめ輸送機関等と協定の締結等を 行うことが望ましい。

6 突発的な噴火発生時の避難対応

観測体制の整備が進み、かつ、噴火時の観測データが豊富な火山では、その予兆となる観測データの変化が捉えられた場合は噴火の発生を予測できることもあるが、噴火の時期や規模、影響範囲等を的確に予測することは難しく、明瞭な前兆が観測されないままに噴火に至る場合もある。 特に水蒸気噴火は、マグマが直接関与しない噴火であるため、2014(平成26)年9月27日に発生した御嶽山噴火のように、先行現象の規模は小さく、現象がみられる場所も火口付近など比較的狭い領域に限られる場合が多い。そのため、現在の火山に関する知見、火山噴火予知の科学的水準では、水蒸気噴火の発生を予測することは、マグマ噴火やマグマ水蒸気噴火に比べ困難である。

このことを踏まえ、噴火警戒レベル引上げに至る前の段階で突発的な噴火が発生した場合に防災関係機関や危険な範囲内にいる登山者等がとるべき防災対応について、ここに記載する。

6.1 各構成機関の体制

協議会の構成機関は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、非常体制(災害対策本部の設置など)をとり、各市町と連携し、避難誘導等の防災対応にあたる。

噴火が発生した位置や噴火の規模など状況がある程度判明した際は、状況に応じた防災体制に移行する。また、必要に応じて、自衛隊への災害派遣要請を行う。

6. 2 情報の収集・伝達

- ・各市町は、まず「火山が噴火した」「緊急退避の実施」などの情報を、速やかに住民、登山者等 に周知する。その後、必要に応じて、噴火現象の影響が想定される範囲や規制範囲などを伝達す る。
- ・噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、登山者等の避難状況、地域の被害状況などの情報を収集し、協議会の構成機関と情報共有を図る。
- ・県は、各市町が住民、登山者等に対して行う周知活動について支援する。また、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民、登山者等の避難状況、地域の被害状況などの情報を集約し、協議会の構成機関と情報共有を図る。
- ・気象庁、砂防部局、火山専門家等は、噴火の規模や火山活動の状況、火山現象及びその影響範囲 などの把握に努め、協議会の構成機関と情報共有を図る。その際、噴火が発生した位置等が事前 の想定と異なる場合、火山現象及びその影響範囲等の想定を修正する。
- ・気象庁は、噴火発生の事実を確認した場合、速やかに噴火速報を発表するとともに、火山現象の 影響範囲により噴火警戒レベルを引き上げ、関係機関に伝達し情報共有を図る。
- ・警察、消防、自衛隊は、要救助者の情報を把握した場合、協議会、県・市町等関係機関と情報を 共有するとともに、救助の体制をとる。

6.3 火口周辺規制

突発的に噴火した直後は、噴火警戒レベル3 (入山規制)と同様の防災対応を図る。

6.4 登山者等の避難誘導

- ・各市町は、登山者等に対して緊急退避を呼びかけるとともに、避難促進施設等とも連携し、協議会での協議を踏まえ、緊急退避後の避難誘導にあたる。その際の避難は、徒歩や自家用車等で行うことを基本とするが、移動手段のない人のための避難手段については、各市町がその確保に努める。
- ・登山者等が各市町からの避難の呼びかけを待つことなく、近くの火山現象から身を守れる避難場 所等へ自主的に緊急退避するよう、日頃からその周知・啓発に努める。
- ・協議会の構成機関は、協議会において、登山者等の避難誘導の実施時期について協議する。
- ・協議会の構成機関は、各市町が行う登山者等の緊急退避後の避難誘導、輸送手段の確保等について支援する。
- ・気象庁、火山専門家等は、火山活動の推移予測等から、緊急退避後の避難誘導の実施時期について助言を行う。
- ・警察、消防、自衛隊は、各市町、道路管理者等と協力し、交通整理・誘導、規制や立入制限等を 行って、登山者等の緊急退避後の避難誘導にあたる。
- ・観光関係団体・事業者など火口付近で活動している機関・団体は、自らの安全を確保し、登山者 等に対して、緊急退避の呼びかけや緊急退避の誘導を行う。

6.5 登山者等自身による身を守る行動

登山者等は、突発的な噴火が発生した場合、噴石の飛散や火山灰の堆積、火山ガスの滞留などから 身の安全を守りつつ、速やかに避難する必要がある。各種火山現象時にとるべき防災対応について以 下に示す。

(1) 噴石から身を守る

爆発的な噴火によって、火口から飛散する噴石は、その大きさによって防災対応が異なる。

イ 大きな噴石

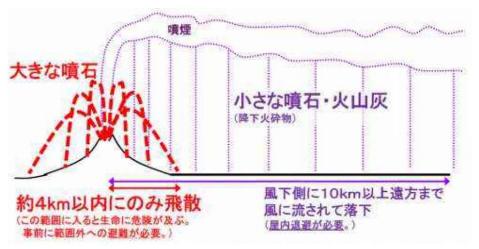
大きな噴石は、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて飛散して短時間に落下し、場合によっては鉄筋コンクリートの建物の屋根を打ち破るほどの破壊力がある。そのため、噴火前に危険な範囲から離れる必要がある。

噴火に遭遇してしまった場合の対応は厳しいが、登山者等は、速やかに避難小屋や大きな岩陰等に身を隠すことなど、少しでも被害を軽減できる可能性のある行動をとり、噴火が落ち着いたら速やかに下山(避難)すること。

ロ 小さな噴石

小さな噴石は風の影響を受けて風下へ流れるため、遠方まで飛散するが、丈夫な建物の 屋内などに退避することで被害を防ぐことができる。 そのため、登山者等は屋内などに退 避をする。登山中に噴火に遭遇し、付近に避難小屋などの身を隠す場所がない場合、噴石 から頭部を守ることが大切であるため、ヘルメットを装着し、身を隠すことができる場所 まで移動すること。ヘルメットを持たない場合でも、リュックサックなどの荷物や腕で頭 部を覆うなど、その場でできる対応で頭部を守ること。

図 6-1 大きな噴石および小さな噴石に対する対応方針



(2) 火山灰から身を守る

火山灰は、目のかゆみ、痛みや充血を引き起こし、体内に吸い込むと咳や呼吸困難など呼吸器 に影響を与える。

登山者等は、マスクやゴーグルを装着し、火山灰が体内に入らないようにすること。

(3)火山ガスから身を守る

火口や噴気孔から放出される火山ガスには、硫化水素や二酸化硫黄など有毒な成分が含まれており、呼吸器や心臓に疾患がある人は、発作が引き起こされる危険がある。また、火山ガスの濃度によっては、健康な人も生命に危険が及ぶ可能性がある。

火山ガスは、空気より重いため、火山地域の窪地や谷などに溜まっていることがある。そのため、風のほとんどない日は要注意となる。

特に、息が苦しくなるなどの異常を感じた場合、速やかに窪地や谷から離れること。なお、火山ガスは、水に吸収されやすい性質があるため、濡れタオルなどを口に当てることも有効である。

(4) 降灰後の土石流から身を守る

火山噴火により排出された岩石や火山灰が堆積すると、降雨による土石流、泥流が発生する可能性が高まる。土石流では、河川周辺、特に下流域において大きな被害をもたらす危険がある。

土石流は高速で斜面(谷筋)を流れ下りるため、土砂の流れる方向に対して直角に避難すること。

(5) その他想定される火山現象から身を守る

噴石、火山灰、火山ガス、土石流以外のその他想定される火山現象(溶岩流、火砕流等)から身を守るため、各種火山現象の特徴を理解するとともに、いち早く状況を把握できるよう留意しながら登山することが必要である。特に、火砕流は、流下速度が時速数十kmから百数十kmに達することから、発生してから回避することは不可能であるため、噴火前に避難する必要がある。

しかしながら、噴石が飛散している中での下山(危険な範囲からの避難)は危険であるため、 避難する際には、まず身の安全を確保し、噴火が収まった後で直ちに下山し、危険な範囲から避 難すること。なお、下山(避難)にあたっては、当初の登山計画に捉われず、噴火口から離れる 方向の登山口等へ避難すること。

6.6 下山者の受け入れ、安否確認

(1)安否確認

各市町及び大分県警察は、主な登山口にて下山者等の安否確認を行う。

安否確認は、登山届や宿泊施設が把握している情報、親類・知人からの問い合わせによる情報を もとに「安否確認リスト」を作成し、各登山者における下山者の確認情報を突き合わせることに より、行方不明者の有無及び下山者の状態(けがの有無、避難先(帰宅を含む)等)を把握する 形でおこなう。

住所	氏名	年齢	入山情報提供者	本人との	連絡先	入山登山口	目的地	下山予定	安否状況	下山後の	安否情報入
				関係				登山口	(ケガの有無)	行動	手先
OO市××	大分 太郎	36	登山届	_	××-×××	牧ノ戸登山口	久住山山頂	牧ノ戸登山口	無事下山	自力帰宅	牧ノ戸登山
											П
▲▲町××	九重 花子	45	九重 一郎	夫	□□-◆◆◆◆	長者原登山口	久住山山頂	長者原登山口	確認中		
OO市××	登山 一郎	50	登山届	_	00-■■■■	長者原登山口	久住山山頂	長者原登山口	自力下山も	〇〇病院	南登山口
									重傷	へ救急搬	
										送	

表 6-1 安否確認リスト様式例

(2) 負傷者への対応

各消防署は、負傷者の応急処置及び救急搬送を行うため、主な登山口に待機する。各市町は、 主な登山口に職員を配置し、負傷者が下山してきた場合、直ちに消防署へ連絡をとり、必要な処 置を行う。

多数の負傷者が発生していることが想定される場合、県は災害医療対策本部を設置し、各市町 からの要請に基づき、DMATや医療救護班へ出動要請を行う。各市町は、医療救護所を設置し、 医療救護班の受入・調整を行う。

(3) 予定外の登山口に下山した登山者等の送迎

各市町は、下山した登山者等を収容するため、次の避難所を開設する。 また、各市町は、移 送手段を確保し、噴火により予定外の登山口に下山した登山者等を各登山口や避難所へ送迎す る。

6. 7 避難所の開設

避難所名

別府市公会堂

各市町は、登山者等を収容するため、次の避難所を開設する。

町6-37

所在地 管理者 連絡先 別府市上田の湯 別府市 0977-22-4118 噴火警戒レベル3

備考

まではここのみ

表 6-2 開設する避難所(別府市)

表 6-3 開設する避難所 (宇佐市)

避難所名	所在地	管理者	連絡先	備考
				開設避難所なし

表 6-4 開設する避難所(由布市)

避難所名	所在地	管理者	連絡先	備考
塚原小学校体育	由布市湯布院町	由布市教育委員		
館	塚原 513	会	097-582-1111	
湯布院 B&G 海	由布市湯布院町	由布市教育委員		
洋センター	川北 1111-2	会	097-582-1111	

表 6-5 開設する避難所(日出町)

避難所名	所在地	管理者	連絡先	備考
南端地区公民館	日出町大字南畑	日出町教育委員	0977-73-3156	
	3731-1	会		
豊岡地区公民館	日出町大字豊岡	日出町教育委員	0977-73-3156	
	5586-1	会	0977-72-8008	

6.8 避難促進施設による避難誘導

- ・避難促進施設は、突発的に噴火した場合、噴石等から利用者等を守るため、避難場所等への緊急 退避の誘導を行う。緊急退避後、必要に応じて、さらにより安全な避難所等への誘導を行う。
- ・火山活動の状況等に応じて、各市町との協議により、各市町と連携し避難所等までの避難誘導に あたる。また、避難促進施設は、施設に緊急退避した人数や負傷者の有無などの状況を、各市町 長に報告する。
- ・各市町は、火山活動の状況等を踏まえ、避難促進施設と協議し、緊急退避後の避難誘導の実施時期を決定し、施設と連携して避難誘導にあたる。

7 救出・救助

被災者の救出救助及び搬送は、市町長、大分県警察が関係機関に応援を求めて、速やかに実施する ものとする。消防機関、自主防災組織、事業所、及び県民は、自ら可能な限りの救出救助活動を行う とともに、防災関係機関の活動に積極的に協力する。

県は、市町において迅速かつ的確な処理が可能かどうかを速やかに判断し、必要に応じて(市町からの要請があった場合等)応援要請及び応援活動を円滑化するための調整等を行う。

7. 1 自衛隊災害派遣要請

市町長は、当該火山噴火に対する応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の災害派遣要請をするよう求めることができる(派遣申請)。また、知事に要請ができない場合には、その旨及び当該市町の地域に係る災害の状況を自衛隊指定部隊の長に通知することができる。 この場合において、当該通知を受けた自衛隊指定部隊の長は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第8条に規定する部隊等を派遣することができる。

知事は、市町からの派遣申請を受け、派遣要請の要否を判断し、必要があると認めるときは、防衛 大臣(自衛隊指定部隊の長)に対し、災害派遣を要請できる。

7. 2 常備消防県内応援隊出動要請又は緊急消防援助隊出動要請

各市町の長は、当該火山噴火に対する応急措置を実施するため、外部からの応援が必要と判断される場合、大分県常備消防相互応援協定に基づき応援要請を行う。また、災害の状況により更に応援が必要と判断された場合には、消防組織法第44条に基づき、知事に対し緊急消防援助隊の応援要請を行うものとする。

知事は、各市町からの応援要請を基に、応援の必要性と応援要請先について検討する。県内の消防力をもって対応が不可能と認める場合は、消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊等の出動を要請するものとする。

7.3 警察災害派遣隊等援助要請

県公安委員会は、当該火山噴火に対する応急措置について、大分県警察の警備力のみでは対処する ことが困難であると認めるときは、警察法に基づき他の都道府県警察に対し、災害警備活動にあたる 警察災害派遣隊等の援助の要請を行うものとする。

7.4 救助・救出活動方針の決定

救助部隊の活動基準及び運用については、招集された鶴見岳・伽藍岳火山防災協議会を構成する県、市町、国土交通省、自衛隊、警察、消防、火山専門家などにより、噴火時の噴火現象や天候等の状況に応じ、発災後速やかに基準を作成する。そのうえで、救助部隊間で基準を共有することとする。

なお、救助部隊の活動基準の検討に当たっては、火山現象の規模、態様等を十分考慮するととも に、山岳救助及び空中救助の場合は、関係機関と十分に協議し、二次災害の防止に万全を期すものと する。

【ヘリコプター離着陸場】

表 7-1 ヘリコプター離着陸場

	名称	所在地	幅×長(m)	管理者	連絡先				
1	大分空港	大分県国東市武蔵町		国土交通大臣					
2	大分県庁ヘリポート	大分市大手町3丁目1 番1号	15×17	大分県知事	大分県会計管理 局 庁舎管理班 097-506-2961				
別府	市								
3	別府野口原(陸上競技場)	別府市大字別府字野口 原3088		別府市	0977-21-1111				
4	別府 野口原(野球場)	別府市大字別府字野口 原3088		別府市	0977-21-1111				
5	別府 野口原(野球場) - 2	別府市大字別府字野口 原3088		別府市スポーツ推進 課	0977-21-8088				
6	別府志高(市営グラウンド)	別府市大字志高438 0-1		別府市スポーツ推進 課	0977-21-8088				
7	別府 中央浄化センター	別府市亀川東町 1363- 46		別府市中央浄化センター	0977-67-4261				
8	別府国際観光港多目的 広場	別府市大字北石垣字町 田 1999 番地		別府市都市整備課	0977-21-1111				
9	別府 医療センター	別府市内竈15組-1		別府医療センター	0977-67-1111				
10	実相寺多目的グラウンド	別府市大字鶴見 3763-1		別府市スポーツ推進 課	0977-21-8088				
11	古賀原	別府市古賀原 2 組		古賀原自治会 (代)別府市消防本部	0977-25-1122				
宇佐	市								
10	宇佐 駅館川	宇佐市大字上田地先		宇佐市	0978-32-1111				
11	宇佐 院内(農村広場)	宇佐市院内町大副41		宇佐市 院内支所	0978-42-5111				
12	安心院グランド	宇佐市安心院町下毛1 046-1		宇佐市 安心院支所	0978-44-2177				
13	院内 平成令和の森スポーツ公園	宇佐市院内町原口14 47		宇佐市 管理公社	0978-42-5894				
14	宇佐市総合運動場	宇佐市大字川部159		宇佐市教育委員会	0978-32-1111				
由布	市								
15	挾間 中洲賀グラウン ド	由布市挾間町向原 15		由布市教育委員会	097-582-1111				
16	挾間 消防学校	由布市挾間町向原 769		大分県消防学校	097-583-1199				
17	庄内総合運動公園 (駐車場)	由布市庄内町大龍 1255 -3		由布市教育委員会	097-582-1111				
18	湯布院町スポーツセン ター	由布市湯布院町川西 1200番地1		由布市教育委員会	097-582-1111				
日出	日出町								
19	日出総合高校(野球場)	速見郡日出町大字大神 1396-43		大分県立日出総合高 等学校	0977-72-2855				
20	日出住吉グラウンド	速見郡日出町大字大神 牧ノ内		日出町	0977-73-3111				
21	日出町保健福祉センタ ー(日出ふれあいグラ ウンド)	速見郡日出町大字藤原 2277-1		日出町福祉対策課	0977-73-3121				
22	川崎運動公園グラウン ド	速見郡日出町大字川崎 3323-1		日出町都市建設課	0977-73-3171				

8 広域避難

居住地域に重大な被害を及ぼすおそれがある噴火警戒レベル4、5においては、噴火の影響範囲が広く、場合によっては市町の区域を越える広域的な避難が必要となるため、広域避難を円滑に実施できるよう原則的な事項をこの項目において定める。

8.1 広域避難の実施判断

市町は、当該市町に噴火の影響により災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、災害対策基本法第60条第1項の規定により、住民避難が必要と判断する場合、避難対象エリアに避難指示等を発令する。

噴火警戒レベル3において火山に関する解説情報(臨時)が発表される等、火山活動の高まりが見られ、火山現象の影響範囲によって、当該市町内で安全な地域における避難所等の確保や避難者の収容が困難であり、かつ、住民等の生命又は身体を災害から保護するため、住民等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると判断した場合は、広域避難の実施を検討し、県や隣接市町村と情報共有・調整を行う。

受入避難所の収容可能数の不足や火山活動等の状況等から、県内の他市町村や隣接県への避難が必要となった場合には、県が広域避難者の受入れを要請する。ただし、被災等により隣接県も受入れが困難な場合は、国や全国知事会を通じて他の都道府県への受入れを要請する。

8.2 避難対象エリアの設定

噴火警戒レベルが事前に引上げられた場合、あるいは噴火直後の場合は、あらかじめ定められている噴火警戒レベルに応じた影響想定範囲を避難対象エリアとして設定する(「噴火警戒レベル5の避難対象地区、人数」は表 8-2、表 8-3のとおり)

噴火開始から時間が経過している場合は、気象庁などの関係機関の観測結果や火山の活動状況に基づき、火山防災協議会や火山専門家等の意見を踏まえ避難対象エリアを設定する。

8.3 広域避難の実施手順

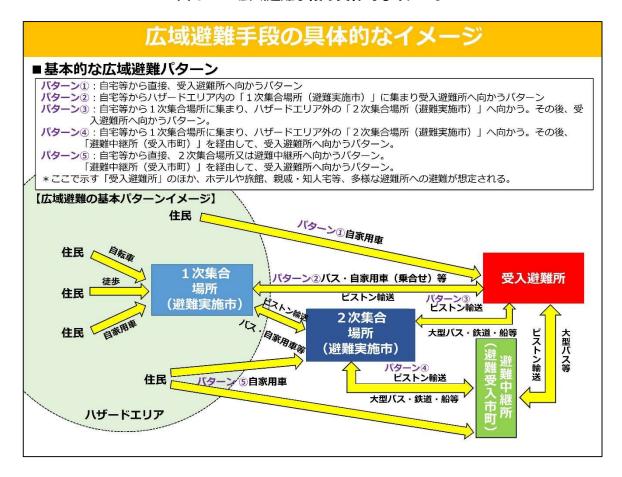
(1)避難実施市町から避難受入市町村への要請

広域避難を実施する市町(以下、「避難実施市町」という)は、避難情報(被害状況、避難対象地区の名称、避難対象者数等)を、避難者を受け入れる市町村(以下、「避難受入市町村」という)に伝え、避難の受入、避難所の開設を要請する。(「避難実施市町、避難受入市町村の開設避難所候補一覧」は表 8-4、表 8-5のとおり)

(2)受入避難所の決定

避難受入市町村は、避難受入市町村内の被災状況を考慮したうえで、受入可否の判断を行い、 その結果を県、避難実施市町へ連絡する。受入避難所については駐車場の確保が可能な避難所を 優先的に選定する。避難受入市町村が受入可能と回答した場合は、避難所の開設及び避難の受入 準備を開始する。

図 8-1 広域避難手段の具体的なイメージ



(内閣府(防災担当)、消防庁、国土交通省水管理・国土保全局砂防部、気象庁共同事務局 「広域的な火山防災対策に係る検討会 大規模火山災害対策への提言【参考資料】(平成25年 5月16日) | を参考に作成)

(3)集合場所及び避難中継所の決定

避難実施市町は、バス等に乗車する場所の集合場所(避難実施市町)を決定し、避難受入市町村、県に連絡する。また、受入避難所の開設に時間を要する場合は、必要に応じて、避難受入市町村は避難中継所(避難受入市町村)を設ける。(表8-6「集合場所(避難実施市町)候補一覧」及び表8-7「避難中継所(受入市町村)候補一覧」のとおり)

(4) 避難所、避難中継所の開設完了の連絡

避難受入市町村は、避難所、避難中継所の開設完了を避難実施市町、県に報告する。

(5)避難方法

避難については、自家用車による避難を原則とし、自家用車等による避難が困難な住民は、集合場所からバス等により避難するものとする。(噴火警戒レベル5 (3次避難)での避難先及び避難ルートについては図8-2、図8-3のとおり)

なお、県及び市町は、緊急輸送関係省庁と連携し、避難状況に応じて、陸・海・空のあらゆる 必要な手段を利用し、総合的・積極的に緊急輸送を実施するものとする。特に、瀬戸内海に面し ている別府の特徴をいかし、大量輸送の可能な船舶の活用を推進する。

(6) 避難指示等の発令・避難開始

避難実施市町は、避難指示等を発令するとともに、集合場所、避難中継所、受入避難所、避難 ルート等を含む避難に関する広報を行う。

広域避難者は、受入避難所へ避難を開始する。集合場所が決定された場合は、集合場所に一旦 集合した上で、受入避難所へ避難を行う。

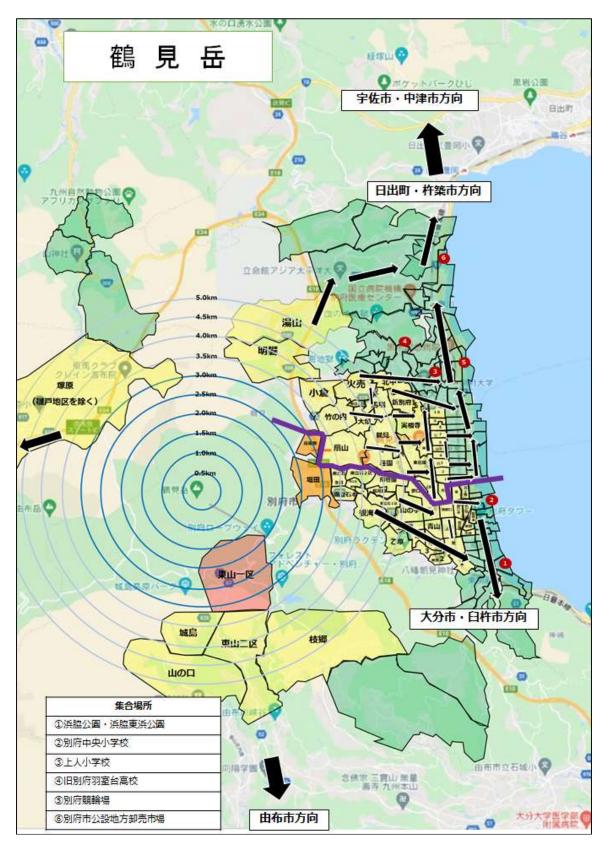
(7) 広域避難者の把握

避難実施市町は、受入避難所で避難者の受入を行うとともに、広域避難者数などの避難状況を 避難受入市町村に報告する。避難開始当初などで避難受入市町村が避難所の運営を行っている場合は、避難受入市町村が避難状況を把握する。

(8) 避難実施状況の報告

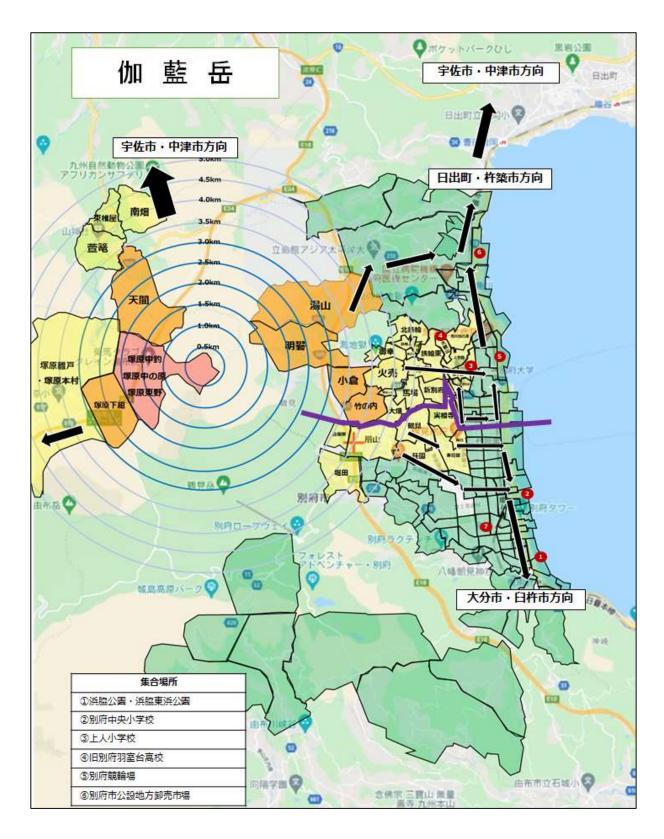
避難受入市町村は、避難実施市町からの連絡等により、受入避難所ごとの広域避難者数を把握 し、県に報告する。

図 8-2 噴火警戒レベル5 (3次避難)での避難ルート 鶴見岳



(三次避難区域) 3 k mを超える居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫

図 8-3 噴火警戒レベル5 (3次避難)での避難ルート 伽藍岳



(三次避難区域) 3 k mを超える居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫

8.4 避難行動要支援者の避難

避難行動要支援者の避難については、避難に伴うリスクを極力避ける必要があるため、移動手段の確保や福祉避難所等の受入先選定など避難準備を早期に実施することとし、原則として、噴火警戒レベル4が発令された段階で、噴火警戒レベル5の全ての避難対象エリアの避難行動要支援者は避難を開始する。

他市町村の福祉避難所などへの避難を実施する場合、避難実施市町は避難受入市町村や関係機関との間で避難行動要支援者情報の共有を行う。

(1) 在宅避難行動要支援者への対応

在宅避難行動要支援者のうち「自力で避難可能な者」及び「支援者の同行により避難可能な者」については、自家用車又は支援者の車両等で避難所等へ直接避難する。また、在宅避難行動要支援者のうち「支援者がいない者」については、消防団や自主防災組織等の避難支援関係者間で情報共有し、避難支援を行う。

(2) 特別な配慮を要する者(社会福祉施設等入所者、入院患者)への対応

避難行動要支援者のうち、「特別な配慮を要する者(社会福祉施設等入所者、入院患者)」については、原則として、社会福祉施設等が行う。社会福祉施設等は、平常時において、入所者・入院患者等の避難計画等を作成し、入所者・入院患者の避難先となる施設と協定を締結する等により避難先を確保する。

避難実施市町は、他市町村への避難を要する者の状況等を把握し、県に報告する。県と避難受入市町村は、避難受入市町村内の福祉避難所指定を受けた施設、社会福祉施設及び医療機関などの協力を得て、受入候補地を整理し、避難実施市町からの報告内容を踏まえ、避難先を選定する。県及び避難実施市町は、社会福祉施設等から支援要請があったときは輸送手段の確保について支援を行う。

8.5 避難所の開設・運営

(1) 避難所の開設

避難実施市町と避難受入市町村が調整し、受入避難所を決定する。避難所の開設及び避難の受 入準備については避難受入市町村が行う。

(2)避難所の運営

避難所の運営は、原則として避難実施市町の職員及び町内会等が行う。避難所開設当初は避難 受入市町村が避難所の運営主体となり、被災及び避難の状況を勘案し、適時避難実施市町に引き 継ぐ。この際、避難受入市町村は、引き続き避難所の運営に必要な支援を行う。

(3) 駐車場の確保

広域避難の実施は、自家用車による避難を原則としているため、県、避難実施市町及び避難受入市町村は、避難所や集合場所、避難中継所以外の公共施設や民間施設の駐車場の確保に努めるものとする。

(4) 避難所への物資調達

避難実施当初においては、物資の調達が間に合わないことから避難先等の備蓄物資を優先的に利用するなどして対応する。発災から時間が経過してからは、物資供給協定事業者からの調達物資や国・県等からの支援物資を物資集配拠点において仕分け、輸送することにより対応する。

(5) 受入避難所に係る費用負担

受入避難所に係る費用は、原則として避難実施市町が負担する。避難受入市町村が立替払いした場合は、避難実施市町と避難受入市町村が協議を行い、支払い方法などについて決定する。

8.6 避難者の輸送

(1)輸送事業者への要請

県は、避難実施市町が広域避難の実施を検討している段階から、県バス協会等との緊急・救援輸送に関する協定に基づき、輸送事業者に対しバス等の派遣について調整を行い、避難実施市町が広域避難の実施を行うと判断した時点で、バス等の派遣を要請する。避難者を輸送する際には、県、避難実施市町、避難受入市町村及び輸送事業者が協力して輸送ルートの決定、運行調整を行う。

(2) バス等乗車場所の決定、周知

避難実施市町は、広域避難のために運行されるバス等に乗車する集合場所を選定し決定する。 また、避難指示等を発令すると同時に、バス等の乗車場所を住民に周知する。

(3)避難経由所の設置

避難受入市町村は、必要に応じて避難中継所を設定し、避難実施市町からの避難者の避難先振り分け等を実施する。これにより、段階的に避難所を開設するなど、避難受入市町村の初期段階における避難所運営等の負担の軽減を図る。

(4)輸送ルートの設定

火山の活動状況や道路の状況、避難先の選定状況等を踏まえ、県、避難実施市町及び避難受入 市町村は、道路管理者等と調整を行い、輸送ルートを設定する。

(5)輸送の実施

避難受入市町村の受入準備が整い次第、避難実施市町のバス等に乗車する集合場所から避難受入市町村の避難中継所あるいは受入避難所への輸送を開始する。なお、火山の活動状況等を踏まえ、大きな噴石等により避難が困難な場合には市町または県が要請する警察、消防、自衛隊の救助を待ち避難を行うものとする。

広域避難路の指定及び確保 8. 7

(1) 広域避難路の指定

広域避難路とは噴火時の避難に用いる道路のことを指し、大分県緊急輸送道路ネットワーク計 画における緊急輸送道路(1次、2次)のなかで、別府市、由布市、宇佐市を通る道路を広域避 難路に指定する。

そのほか、噴火時には火山活動状況及び道路状況等を踏まえ、広域避難路を追加指定する。

表 8-1 広域避難路に指定する路線候補

市町村名	広域避難路
別府市	大分自動車道、東九州自動車道、国道10号、国道500号、県道645号、県道
	52号、県道216号、県道617号
宇佐市	大分自動車道、東九州自動車道、国道10号、国道500号
由布市	大分自動車道、県道216号、県道617号

国東市 安岐総合支所 安心院IC 宇佐市 安心院支所 宇佐市 院内支所、道の駅 「いんない」 安岐IC 山香庁舎 **全** 大分農業 文化公園 [0 守江港 自出IC (地方港湾) 日出町役場 日出JCT 別府湾SA - SIC 由布岳PA·SIC 別府IC 別府市役所 (重要港湾) 別府港 伽藍岳 大分港 鶴見岳 由布市 湯布院庁舎 道の駅 【耐震強化岸壁 大分市役所

大分県緊急輸送道路ネットワーク図

凡 例 一次ネットワーク 二次ネットワーク

(2) 広域避難路の確保

避難実施市町は、道路管理者、警察等と協力し、避難者の避難誘導等を行い、警察に対し交通規制の要請を行う。火山灰等の堆積物により、通行に支障がある場合は、道路管理者は人員及び資機材(路面清掃車及び散水車等)を配備し、火山灰等の除去作業を行う。必要があれば、県は国土交通省九州地方整備局等への資機材等の支援要請を行う。

8.8 その他

(1)観光客等の一時滞在者対策

県及び避難実施市町は、観光客等の一時滞在者に対して、報道機関や観光関連団体等を通じて、火山の活動状況や避難に関する情報を適切に提供する。避難指示等が発令された段階で帰宅等が出来ない場合は、最寄りの集合場所から住民とともにバス等により避難を行う。

(2) 外国人対策

県及び避難実施市町、避難受入市町村は、外国人に対して、火山の活動状況や避難指示等の避 難情報などが正確に伝わるよう、やさしい日本語や外国語を用いて適切に情報提供を行う。

(3)ペットの避難

大分県被災動物救護対策指針に基づき、ペットの避難については飼い主との同行避難を基本とする。県及び避難実施市町はペットの保管場所の確保や輸送手段の調整を行うものとする。災害時の輸送手段を有していない飼い主は、平時から家族、友人等の協力を得て、災害時の輸送手段の確保やペットの一時預け先を探しておくなどに努めることとする。

(4)物資及び資機材の調達供給

物資(食品、生活必需品等及び飲料水等)及び資機材(路面清掃車、散水車等)の調達供給については、それぞれの防災関係機関において実施する。県による物資及び資機材の調達供給が必要と判断される場合又は市町村その他の防災関係機関から要請があった場合は県が対処する。

(5) ライフライン対策

降灰の影響として、送電線のショートによる停電や河川や浄水場の水質悪化による給水停止などライフラインに被害を及ぼす可能性がある。特に降灰被害は広範囲に及ぶことから、避難所の 運営に支障をきたすことも考慮し、近隣市町村以外の他市町村や県外市町村への避難についても 検討を行うこととする。

(6) 渋滞対策

自家用車での避難を原則としていることから、県及び避難実施市町は、総量抑制の啓発(相乗り、一家族一台等)や交通情報の発信・周知などに努めることとする。

(7)感染症対策

広域避難を行う場合、多数の住民の移動を伴うことから、避難者の輸送や避難所の運営などに おいて、感染症対策に十分留意し実施することとする。

(8) 住宅対策

避難実施市町は、避難が長期間に及んだ場合、自宅への居住が困難となった被災者の住宅ニーズの把握を行い、公営住宅のあっせんや民間賃貸住宅の情報提供を行うなど、応急的な住宅の供給に努める。県は、応急仮設住宅の建設候補地の調整など、必要に応じて支援を行う。

(9) 一時帰宅措置の検討

火山活動が小康期に入った場合、火山防災協議会や火山専門家等の意見をもとに、避難者の一時 帰宅を検討する。

(10) 家畜対策

避難実施市町は、自市町内の畜産事業者の実態(事業者数、畜種別頭羽数など)を把握し、噴火時の家畜被害の対策を検討する。噴火前で、家畜の避難の実施ができる場合は、県及び避難実施市町は畜産事業者と協力し、家畜の避難先の選定、輸送手段の確保を行う。

表 8-2 噴火警戒レベル5の避難対象地区、人数(鶴見岳) R3.10.1 現在

噴火警戒レベル5 (一次避難区域)

別府市

地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動 要支援者数
東山地区	東山一区	33	61	3
合計		33	61	3

噴火警戒レベル5 (二次避難区域)

別府市

地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動 要支援者数
東山地区	東山一区	33	61	3
南立石地区	堀田	445	686	35
合計		478	747	38

噴火警戒レベル5 (三次避難区域)

別府市

地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動 要支援者数
東山地区	東山一区	33	61	3
	東山二区	30	60	8
	枝郷	37	87	5
	山の口	15	19	8
	城島	31	50	3
南立石地区	堀田	445	686	35
	南立石1区	794	1,458	44
	南立石2区	366	779	53
	南立石生目町	417	896	53
	南立石板地町	220	450	13
	南立石本町	175	295	14
	南立石八幡町	192	320	16
	南荘園町	727	1,638	46
	鶴見園町	305	618	34
	観海寺	179	317	11
鶴見地区	扇山	3,178	6,326	224
	鶴見	1,623	3,220	147
	荘園	1,314	2,421	161
大平山地区	小倉	706	1,393	54
	竹の内	1,505	3,225	123
	大畑 大畑	1,063	2,235	93
	朝日ヶ丘町	324	549	31
緑丘地区	荘園北町	328	447	35
	東荘園1丁目	75	158	8
	東荘園2丁目	152	323	17
	東荘園3丁目	185	381	16
	東荘園4丁目	276	542	21
	東荘園 5 丁目	170	404	13
	東荘園6丁目	112	247	12
	東荘園7丁目	69	127	5
	東荘園8丁目	63	145	9
	東荘園 9 丁目	36	80	2

	緑丘町	354	710	17
	実相寺	723	1,517	46
西地区	原町	550	1,054	52
	中島町	625	1,180	67
	光町1区	201	354	20
	光町2区	342	530	27
	光町3区	129	259	14
	朝見1丁目1区	211	303	18
	朝見2丁目	334	594	39
	朝見3丁目	248	410	24
	乙原	37	65	3
青山地区	中央町	191	266	11
	西野口町	695	1,222	55
	田の湯町	486	808	26
	上田の湯町	779	1,429	52
	青山町	543	1,075	43
	上原町	499	946	35
	山の手町	968	2,074	61
境川地区	上野口町1区	193	331	21
	上野口町2区	454	868	64
	天満町1区	164	317	14
	天満町2区	470	874	42
	石垣西1丁目	108	273	10
	石垣西2丁目	271	624	19
	石垣西3丁目	440	918	32
野口地区	幸町	569	927	39
	富士見町	367	643	23
	野口中町	618	969	55
	野口元町1区	353	474	27
	野口元町2区	259	389	20
	駅前本町	290	413	19
a 다 바 다	駅前町	240	345	13 9
朝日地区	明礬	119	191	
	湯山 火売	57	100	6
	馬場	1,110	2,249	78 107
	北中	1,324 791	2,852 1,401	54
	新別府	858	1,842	63
 春木川地区	春木	302	603	30
石垣地区	南須賀	89	191	10
المائك المائد	石垣西4丁目	268	526	16
	石垣西5丁目	255	514	12
	石垣西6丁目	288	579	17
	石垣西7丁目	240	524	10
	石垣西8丁目	318	605	26
	石垣西9丁目	290	545	19
	石垣西 10 丁目	468	826	16
	<u> </u>	34,633	66,666	2,798
i	HBI	J-7,033	50,500	۷,150

由布市

	4 (12 - 12				
地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動 要支援者数	
塚原地区	塚原地区	159	334	26	
合計		159	334	26	

^{*}表に示されている世帯数、人数、避難行動要支援者数は、令和3年10月1日現在の数値であり、 避難対象となる人数を算出するために便宜上掲載したものである。市は、平常時から避難対象となる 行政区の情報を随時更新し整理しておく。

表 8-3 噴火警戒レベル5の避難対象地区、人数(伽藍岳) R3.10.1 現在

噴火警戒レベル5 (一次避難区域)

由布市

地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動 要支援者数
塚原地区	塚原地区	159	334	26
合計		159	334	26

噴火警戒レベル5 (二次避難区域)

別府市

33/13-1-				
地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動 要支援者数
朝日地区	明礬	119	191	9
	湯山	57	100	6
	天間	43	71	14
大平山地区	小倉	706	1,393	54
	竹の内	1,505	3,225	123
合計		2,430	4,980	206

由布市

地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動 要支援者数
塚原地区	塚原地区	159	334	26
合計		159	334	26

噴火警戒レベル5 (三次避難区域)

別府市

別付巾				
地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動 要支援者数
朝日地区	明礬	119	191	9
	湯山	57	100	6
	天間	43	71	14
	火売	1,110	2,249	78
	北中	791	1,401	54
	鉄輪上	184	329	11
	風呂本	77	137	8
	御幸	175	267	20
	井田	38	76	7
	鉄輪東	814	1,605	53
	北鉄輪	514	931	35
	新別府	858	1,842	63
	馬場	1,324	2,852	107
大平山地区	小倉	706	1,393	54
	竹の内	1,505	3,225	123
	大畑	1,063	2,235	93
	朝日ヶ丘町	324	549	31
鶴見地区	扇山	3,178	6,326	224
	鶴見	1,623	3,220	147
	荘園	1,314	2,421	161
南立石地区	堀田	445	686	35
緑丘地区	荘園北町	328	447	35
	東荘園1丁目	75	158	8

	東荘園2丁目	152	323	17
	東荘園3丁目	185	381	16
	東荘園4丁目	276	542	21
	東荘園 5 丁目	170	404	13
	東荘園6丁目	112	247	12
	東荘園7丁目	69	127	5
	東荘園8丁目	63	145	9
	東荘園9丁目	36	80	2
	緑丘町	354	710	17
	実相寺	723	1,517	46
春木川地区	中須賀元町	320	624	42
	春木	302	603	30
	桜ヶ丘町	594	921	30
上人地区	亀川四の湯町2区	641	1,218	73
	上人西	448	772	45
	上平田町	408	715	43
	大観山町	188	402	19
合	計	21,706	42,442	1,816

宇佐市

198.10				
地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動 要支援者数
南畑地区	小田	26	42	7
	丸田	13	26	3
	大内	14	23	3
東椎屋地区	東椎屋	39	72	7
萱籠地区	萱籠	53	77	6
合		145	240	26

由布市

地区名	行政区	世帯数	人数	避難行動 要支援者数
塚原地区	塚原地区	159	334	26
合計		159	334	26

^{*}表に示されている世帯数、人数、避難行動要支援者数は、令和3年10月1日現在の数値であり、 避難対象となる人数を算出するために便宜上掲載したものである。市は、平常時から避難対象となる 行政区の情報を随時更新し整理しておく。

表 8-4 避難実施市町 開設避難所候補一覧 R3.4.1 現在

別府市

27/13 113			
No	施設名	住所	想定収容人数 (1 人あたり4㎡)
1	浜脇中学校体育館	別府市大字浜脇 1208	101
2	南部地区公民館体育館	別府市浜脇 1-8-20	79
3	南小学校体育館	別府市浜脇 3-7-13	128
4	ふれあい広場サザンクロス視聴覚教室(3階)	別府市千代町1-8	45
5	別府中央小学校体育館	別府市京町 818-26	164
6	春木川小学校体育館	別府市大字北石垣 1218-5	78
7	上人小学校体育館	別府市大字北石垣 171	81
8	北部地区公民館体育館	別府市上人ヶ浜町 6-54	38
9	あすなろ館	別府市平田町 14-24	40
10	亀川小学校体育館	別府市大字内竈 1179	74
11	北部中学校体育館	別府市大字亀川 231	122
12	旧別府羽室台高校体育館	別府市大字野田 565	168
13	すきっぷパ – ク	別府市国立第二	27
	合計		1,145

由布市

No	施設名	住所	想定収容人数 (1 人あたり4㎡)
1	庄内公民館	由布市庄内町大龍 1400	125
2	旧大津留小学校体育館	由布市庄内町東大津留 635	200
3	庄内体育センター	由布市庄内町大龍 2131	250
4	由布市湯布院地域複合施設	由布市湯布院町川上 3738-1	175
5	湯布院B&G海洋センター	由布市湯布院町川北 1205	250
6	湯布院福祉センター	由布市湯布院町川上 2863	105
	合計		1,105

宇佐市

No	施設名	住所	想定収容人数 (1 人あたり4㎡)
1	四日市公民館麻生分館(旧麻生小学校)	宇佐市大字麻生 5041	220
2	麻生地区活性化センター	宇佐市大字麻生 8-1	110
3	横山小学校	宇佐市大字上元重 859-1	260
4	横山小学校(体育館)	宇佐市大字上元重 859-1	150
5	長峰小学校	宇佐市大字佐野 686-2	450
6	長峰小学校(体育館)	宇佐市大字佐野 686-2	110
7	上赤尾老人憩の家	宇佐市大字赤尾 2715	30
8	長峰地区活性化センター	宇佐市大字佐野 629	60
9	清水地区コミュニティ消防センター	宇佐市大字清水 153-5	20
10	天津小学校	宇佐市大字下敷田 264-1	520
11	天津小学校(体育館)	宇佐市大字下敷田 264-1	210
12	天津農村婦人の家	宇佐市大字下敷田 1103-2	30
13	天津地区コミュニティ消防センター	宇佐市大字下敷田 76-1	30

14	高家小学校	宇佐市大字東高家 288	480
15	高家小学校(体育館)	宇佐市大字東高家 288	150
16	八幡小学校	宇佐市大字上乙女 283-1	330
17	八幡小学校(体育館)	宇佐市大字上乙女 283-1	110
18	尾永井地区コミュニティ消防センター	宇佐市大字尾永井 1022	30
19	糸口小学校	宇佐市大字上時枝 600-1	450
20	糸口小学校(体育館)	宇佐市大字上時枝 600-1	110
21	北部中学校	宇佐市大字下時枝 369-1	1,050
22	北部中学校(体育館)	宇佐市大字下時枝 369-1	180
23	農業者トレーニングセンター	宇佐市大字下高 720	260
24	糸口山老人憩の家	宇佐市大字猿渡 1160-36	20
25	四日市北小学校	宇佐市大字四日市 1351-1	900
26	四日市北小学校(体育館)	宇佐市大字四日市 1351-1	260
27	四日市南小学校	宇佐市大字四日市 1726	820
28	四日市南小学校(体育館)	宇佐市大字四日市 1726	150
29	四日市コミュニティセンター	宇佐市大字四日市 111-2	300
30	西部中学校	宇佐市大字四日市 3315	1,350
31	西部中学校(体育館・道場)	宇佐市大字四日市 3315	330
32	駅館小学校	宇佐市大字上田 394-2	900
33	駅館小学校(体育館)	宇佐市大字上田 394-2	110
34	上田老人憩の家	宇佐市大字上田 488	30
35	畑田老人憩の家	宇佐市大字畑田 1337	30
36	駅川公民館	宇佐市大字法鏡寺 224	60
37	宇佐市総合運動場・武道場	宇佐市大字川部 1591	260
38	宇佐市総合体育館	宇佐市大字川部 1571-1	410
39	豊川小学校	宇佐市大字大塚 542-2	480
40	豊川小学校(体育館)	宇佐市大字大塚 542-2	180
41	駅川中学校	宇佐市大字閣 153	900
42	駅川中学校(体育館)	宇佐市大字閣 153	180
43	下拝田地区コミュニティ消防センター	宇佐市大字下拝田 233-2	30
44	上拝田公民館	宇佐市大字上拝田 372	30
45	西馬城小学校	宇佐市大字上矢部 1069	260
46	西馬城小学校(体育館)	宇佐市大字上矢部 1069	180
47	上矢部公民館	宇佐市大字上矢部 1308-1	30
48	宇佐小学校	宇佐市大字南宇佐 2007	450
49	宇佐小学校(体育館)	宇佐市大字南宇佐 2007	110
50	宇佐公民館	宇佐市大字南宇佐 2150-1	110
51	小向野地区コミュニティ消防センター	宇佐市大字小向野 367	20
52	封戸小学校	宇佐市大字刈宇田 59	410
53	封戸小学校(体育館)	宇佐市大字刈宇田 59	180
54	北馬城小学校	宇佐市大字岩崎 781	480
55	北馬城小学校(体育館)	宇佐市大字岩崎 781	110
56	宇佐中学校	宇佐市大字橋津 434	750

I	宇佐中学校(体育館)	宇佐市大字橋津 434	220
58	出光地区コミュニティ消防センター	宇佐市大字出光 408-4	20
59	日足地区コミュニティ消防センター	宇佐市大字日足 747	30
60	山地区コミュニティ消防センター	宇佐市大字山 389-1	20
61	長洲小学校	宇佐市大字長洲 630	970
62	長洲小学校(体育館)	宇佐市大字長洲 630	180
63	長洲中学校	宇佐市大字長洲 1527	1,270
64	長洲中学校(体育館)	宇佐市大字長洲 1527	300
65	東の東老人憩の家	宇佐市大字長洲 3135-2	30
66	長洲公民館	宇佐市大字長洲 1600-1	180
67	シルバーセンター平成館	宇佐市大字長洲 674	50
68	柳ヶ浦小学校	宇佐市大字江須賀 2406	970
69	柳ヶ浦小学校(体育館)	宇佐市大字江須賀 2406	220
70	江須賀老人憩の家	宇佐市大字江須賀 1401-1	20
71	和間小学校	宇佐市大字松崎 1514	410
72	和間小学校(体育館)	宇佐市大字松崎 1514	110
73	和間地区コミュニティ消防センター	宇佐市大字松崎 1795	60
74	南院内地区コミュニティーセンター	宇佐市院内町下恵良 672	70
75	南院内小学校	宇佐市院内町下恵良 687	410
76	南院内小学校(体育館)	宇佐市院内町下恵良 687	110
77	羽馬礼分校	宇佐市院内町羽馬礼 212-1	60
78	老人憩いの家	宇佐市院内町上余 160	60
79	上院内分校	宇佐市院内町定別当 44	110
80	院内地区コミュニティーセンター	宇佐市院内町景平 235	70
81	中部小学校	宇佐市院内町山城 91	480
82	中部小学校(体育館)	宇佐市院内町山城 91	150
83	院内中学校	宇佐市院内町山城 54	900
84	院内中学校(体育館)	宇佐市院内町山城 54	220
85	山村開発センター(院内支所庁 舎)	宇佐市院内町山城 39	70
86	高並地区多目的共同利用施設	宇佐市院内町小稲 22-1	70
87	高並体育館	宇佐市院内町小稲 24-1	110
88	院内北部小学校	宇佐市院内町櫛野 646-1	480
89	院内北部小学校(体育館)	宇佐市院内町櫛野 646-1	180
90	両川地区公民館	宇佐市院内町香下 207-2	90
91	総合保健福祉センター	宇佐市安心院町下毛 2111-1	520
92	安心院小学校	宇佐市安心院町木裳 115-1	670
93	安心院小学校(体育館)	宇佐市安心院町木裳 115-1	180
94	安心院中学校	宇佐市安心院町下毛 2222-1	900
95	安心院中学校(体育館)	宇佐市安心院町下毛 2222-1	220
96	佐田地区公民館	宇佐市安心院町佐田 246-1	70
97	佐田小学校	宇佐市安心院町佐田 215	520
98	佐田小学校(体育館)	宇佐市安心院町佐田 215	110

99	津房地区公民館	宇佐市安心院町六郎丸 666-2	90
100	津房小学校	宇佐市安心院町六郎丸 380-2	480
101	津房小学校(体育館)	宇佐市安心院町六郎丸 380-2	150
102	深見地区公民館	宇佐市安心院町矢畑 25-1	90
103	深見小学校	宇佐市安心院町矢畑 40-2	520
104	深見小学校(体育館)	宇佐市安心院町矢畑 40-2	110
	合計	29,500	

表 8-5 避難受入市町村 開設避難所候補一覧 R3.4.1 現在

大分市

ווינע	I		
No	施設名	住所	想定収容人数 (1 人あたり4㎡)
1	金池小学校	大分市金池町 3-1-90	176
2		大分市金池南町 1-5-1	187
3	I .	大分市上野町 4-5	195
4	大分上野丘高等学校	大分市上野丘 2-10-1	320
5	コンパルホール	大分市府内町 1-5-38	539
6	(旧)荷揚町小学校	大分市荷揚町 3-49	198
7	長浜小学校	大分市長浜町 2-6-25	176
8	(旧)中島小学校	大分市中島西 2-1-52	178
9	浜町保育所	大分市新川西 6 組	93
10	碩田学園	大分市泉町 8-41	480
11	春日町小学校	大分市西春日町 1-48	172
12	王子中学校	大分市南春日町 6-1	345
13	生石保育所	大分市王子西町 8-11	86
14	大分西部公民館	大分市王子新町 5-1	113
15	大道小学校	大分市大道町 2-9-57	176
16	県立聾学校	大分市東大道 2-5-12	200
17	西の台小学校	大分市にじが丘 3-1717-1	211
18	大分西中学校	大分市高崎 2-20-1	195
19	大分西高等学校	大分市新春日町 2-1-1	300
20	八幡小学校	大分市大字生石 82-1	176
21	神崎小学校	大分市大字神崎 1798	176
22	豊府小学校	大分市大字羽屋 13-1	195
23	南大分小学校	大分市二又町2丁目4番1号	198
24	南大分公民館	大分市大字豊饒 76-1	125
25	南大分体育館	大分市大字豊饒 380	280
26	城南小学校	大分市大字永興 492-1	186
27	城南中学校	大分市大字荏隈 754-19	195
28	滝尾小学校	大分市大字羽田 515-1	176
	滝尾校区公民館	大分市大字羽田 518	43
30	1 1 1 2 2 1 1 1	大分市下郡北 3-17-23	238
31	森岡小学校	大分市大字曲 1041-2	132
32	大分南部公民館	大分市大字曲 1113	135
33	森岡校区公民館	大分市大字津守 307	28
34	津留小学校	大分市東津留 1-4-1	180
35	舞鶴小学校 東土公仏学校	大分市西浜 2-1	176
36	東大分小学校	大分市萩原 1-10-30	176
37	城東中学校 口図小学校	大分市牧上町 14-19 大分市日岡 2-2-1	262
38	日岡小学校 大分東部公民館	大分市日南 2-2-1 大分市日吉町 3-1	231 395
40	人分束的公氏館 桃園小学校	大分市ロ吉町 3-1 大分市山津町 2-7-1	176
41	桃園小子校 原川中学校	大分市市場町 1-10-1	195
41	凉川中子校 明野東小学校	大分市守崎町 1-10-1	167
43	明野宋小子仪 明野西小学校	大分市明野南 2-6-1	226
44	明野北小学校	大分市明野北 4-10-1	176
45	明野中学校	大分市明野南 3-7-1	211
46	明治明野公民館	大分市明野北 4-7-8	132
70	ついしょうけい マトグゼ	ノヘノノ コトパエにはらい フェノーひ	132

47	鶴崎小学校	大分市南鶴崎 3-3-1	164
48	鶴崎公民館	大分市東鶴崎 1-1-7	127
49	小中島公民館	大分市小中島 3-1-37	117
50	三佐小学校	大分市三佐 5-6-8	181
51	家島公民館	大分市大字家島 986	25
52	別保小学校	大分市大字森町 963-1	176
53	鶴崎中学校	大分市大字皆春 1200-1	193
54	学校法人上東学園もりまち幼稚園	大分市大字森町 403-2	75
55	明治小学校	大分市大字猪野 74	211
56	大東中学校	大分市大字横尾 2843-4	195
57	明治北小学校	大分市大字小池原 428-1	176
58	高田小学校	大分市大字下徳丸 38-2	176
59	松岡小学校	大分市大字松岡 5047	175
60	川添小学校	大分市大字宮河内 4566	176
61	宮河内ハイランド公民館	大分市大字宮河内 3769-192	79
62	陽光台公民館	大分市大字迫9-44	47
63	広内公民館	大分市大字広内 752	25
64	上戸次小学校	大分市大字端登 1792	87
65	大塔公民館	大分市上戸次 3478	15
66	戸次中学校	大分市大字中戸次 4508-1	195
67	判田小学校	大分市大字中判田 1818	174
68	判田中学校	大分市大字中判田 2254	227
69	判田米良公民館	大分市大字上判田 3766-2	37
70	大分南高等学校	大分市大字中判田 2373-1	403
71	ひばりヶ丘公民館	大分市ひばりヶ丘 2-6-1	58
72	竹中小学校	大分市大字竹中 2821-1	116
73	竹中中学校	大分市大字竹中 3621	176
74	河原内くすのきホール	大分市大字河原内 3863-2	75
75	吉野小学校	大分市大字辻 654	174
76	吉野中学校	大分市大字辻812	176
77	稙田小学校	大分市大字木ノ上 433-1	182
78	稙田公民館	大分市大字玉沢 789	159
79	稙田西中学校	大分市大字田原 378	176
80	胡麻鶴公民館	大分市大字栖野 614-2	25
81	宗方小学校	大分市松ヶ丘 1-24-1	176
82	下宗方公民館	大分市大字下宗方 1295-1	41
83	上宗方公民館	大分市大字上宗方 1246-1	61
84	横瀬小学校	大分市大字横瀬 1109-1	176
85	横瀬西小学校	大分市大字横瀬 2469	176
86	東稙田小学校	大分市大字田尻 499-1	180
87	田尻小学校	大分市大字田尻 1250	176
88	寒田小学校	大分市大字寒田 684-4	176
89	植田東中学校	大分市大字寒田 1369-1	176
90	敷戸小学校	大分市敷戸北町 12-1	211
91	電影小学校	大分市大字鴛野 108-1	176
92	賀来中学校	大分市大字賀来 101-3	245
93	賀来公民館	大分市大字中尾 495-1	31
94	大在西小学校	大分市角子原 1-4-41	234
95	大在小学校	大分市横田 1-15-58	176
96	大在中学校	大分市大字政所 2602-12	195
97	大在公民館	大分市政所 1-4-18	199

98	大在浜公民館	大分市大在浜 2-9-11	25
99	坂ノ市小学校	大分市坂ノ市中央 5-8-1	133
100	坂ノ市中学校	大分市坂ノ市南 2-9-72	191
101	坂ノ市公民館	大分市坂ノ市西 1-10-6	92
102	細公民館	大分市大字細 88-1	62
103	大分東高等学校	大分市大字屋山 2009	226
104	和光保育園	大分市里 2-1-23	67
105	丹生小学校	大分市大字佐野 2660-2	162
106	久土公民館	大分市大字久土 975-1	31
107	延命寺公民館	大分市大字丹川 2440	17
108	こうざき小学校	大分市大字本神崎 945-2	110
109	(旧)木佐上小学校	大分市大字木佐上817	110
110	(旧)大志生木小学校	大分市大字志生木 207-1	188
111	佐賀関中学校	大分市大字佐賀関2の115-2	180
112	佐賀関小学校	大分市大字佐賀関 1104	169
113	 佐賀関公民館	大分市大字佐賀関 1407-27	149
	性質因為氏語	(佐賀関市民センター内)	
114	関崎海星館	大分市大字佐賀関 4057-419	23
115	田中体育館	大分市大字佐賀関 639-1	189
116		大分市大字白木 2357	171
117	田ノ浦生活改善センター	大分市田ノ浦	40
118	一尺屋小学校体育館	大分市大字一尺屋 2368-1	96
119	野津原小学校	大分市大字野津原 1774-1	103
120	野津原公民館	大分市大字野津原 2885	157
121	野津原中学校	大分市大字野津原 2978-13	137
122	(旧)野津原中部小学校	大分市大字竹矢 2108-1	90
123	(旧)野津原西部小学校	大分市大字上詰 704-1	72
124	今市健康増進センター	大分市大字今市 1099-26	128
	合計		20,022

中津市

No	施設名	住所	想定収容人数
. 10	werk ii	12771	(1 人あたり 4 ㎡)
1	南部公民館	中津市 1468(京町)	45
2	城北中学校	中津市字小祝 525-11	281
3	北部公民館	中津市大字角木 494-1	59
4	豊田公民館	中津市大字上宮永 29-1	66
5	沖代公民館	中津市沖代町 1-6-52	67
6	小楠コミュニティーセンター	中津市大字一ツ松 251	175
7	鶴居文化センター	中津市大字高瀬 1042	175
8	鶴居コミュニティーセンター	中津市大字相原 3740-1	65
9	如水コミュニーティセンター	中津市大字合馬 479-1	30
10	大幡コミュニティーセンター	中津市大字大貞 371-403	69
11	三保交流センター	中津市大字福島 1902	62
12	和田コミュニティーセンター	中津市大字定留 1929	66
13	今津コミュニティセンター	中津市大字植野 1972-1	37

14	真坂小学校	中津市三光臼木 432	368
15	三光福祉保健センター	中津市三光成恒 421-1	154
16	秣小学校	中津市三光西秣 1204	317
17	深水小学校	中津市三光上深水 75	310
18	やかた田舎の学校	中津市本耶馬渓町東屋形 510	60
19	樋田地区公民館	中津市本耶馬渓町樋田 277-2	30
20	本耶馬渓公民館	中津市本耶馬渓町曽木 1800	172
21	上津地区公民館	中津市本耶馬渓町折元 1233-3	24
22	東谷地区公民館	中津市本耶馬渓町東谷 2319	16
23	西谷地区公民館	中津市本耶馬渓町西谷 2810-2	131
24	城井地区公民館	中津市耶馬溪町大字平田 1418-1	83
25	耶馬溪地区公民館サニーホール	中津市耶馬溪町大字柿坂 520	188
26	津民地区公民館	中津市耶馬溪町大字大野 1083	51
27	山移地区公民館	中津市耶馬溪町大字山移 3326-1	68
28	旧山移診療所医師住宅	中津市耶馬溪町大字山移 3813 番地 1	23
29	深耶馬地区公民館	中津市耶馬溪町大字深耶馬 2952	43
30	下郷小学校	中津市耶馬溪町大字大島 190-2	122
31	三郷小学校	中津市山国町宇曽 727	212
32	コアやまくに	中津市山国町守実 130	325
33	山国中学校	中津市山国町守実 281	190
34	やまくにスポーツパーク体育館	中津市山国町平小野 167-2	169
35	槻木交流センター	中津市山国町槻木 1075	29
36	南部小学校	中津市 1309(三ノ丁)	208
37	南部幼稚園	中津市 1282-1(三ノ丁)	80
38	小幡記念図書館	中津市 1366-1(片端町)	84
39	北部小学校	中津市 666 (山ノ下)	264
40	北部幼稚園	中津市大字大塚 23-1	68
41	中津支援学校	中津市大字大塚 1	1,375
42	米山老人憩の家	中津市大字蛎瀬 1321-6	46
43	新大塚老人憩の家	中津市大字大塚 1717	33
44	豊田小学校	中津市大字島田 594-1	380
45	豊田幼稚園	中津市大字島田 699	68
46	中津体育センター	中津市豊田町 14-38	280
47	中津文化会館	中津市豊田町 14-38	121
48	東九州龍谷高等学校	中津市大字中殿 527	1,500
49	中津南高等学校	中津市大字高畑 2093	2,750
50	第二保育所	中津市大字上宮永 355	62
51	生涯学習センター(まなびん館)	中津市中央町 1-3-45	92
52	豊陽中学校	中津市中央町 1-4-50	400

53	中津北高等学校	中津市中央町 1-6-83	1,750
54	中津市教育福祉センター	中津市沖代町 1-1-11	201
55	沖代小学校	中津市中央町 2-3-33	335
56	沖代幼稚園	中津市中央町 2-3-33	78
57	中津中学校	中津市大字牛神 459-2	235
58	小楠小学校	中津市大字一ツ松 62-1	330
59	小楠幼稚園	中津市大字宮夫 55-1	79
60	大分県立工科短期大学校	中津市大字東浜 407-27	859
61	第五保育所	中津市大字高瀬 1053-1	53
62	鶴居小学校	中津市大字湯屋 202-2	275
63	鶴居幼稚園	中津市大字湯屋 209-1	54
64	緑ヶ丘中学校	中津市大字永添 2454-1	303
65	如水小学校	中津市大字上如水 112	99
66	如水幼稚園	中津市大字上如水 83-1	77
67	中津東高等学校	中津市大字上如水 145-3	3,000
68	大幡小学校	中津市大字大貞 209-2-1	329
69	大幡幼稚園	中津市大字大貞 209-2-1	66
70	中津市総合体育館(ダイハツ九州アリーナ)	中津市大字大貞 377-1	695
71	第三保育所	中津市大字伊藤田 2941	98
72	三保小学校	中津市大字伊藤田 3321	131
73	三保幼稚園	中津市大字福島 1895	44
74	三保文化センター	中津市大字伊藤田 2983-2	67
75	田尻老人憩の家	中津市大字田尻 1070	32
76	和田幼稚園	中津市大字定留 1944-1	34
77	和田小学校	中津市大字定留 1950	216
78	中津東体育館	中津市大字是則 957-43	187
79	東中津中学校	中津市大字是則 845	278
80	今津小学校	中津市大字植野 1372-2	248
81	今津幼稚園	中津市大字植野 1371-2	13
82	今津中学校	中津市大字植野 1889-2	231
83	犬丸集会所	中津市大字犬丸 646	40
84	鍋島拠点施設	中津市大字鍋島 1037-2	10
85	真坂活性化センター	中津市三光佐知 228-1	37
86	原口集会所	中津市三光原口 276-4	29
87	上秣営農集団研修センター	中津市三光上秣 777-1	20
88	諌山自治公民館	中津市三光諌山 1136	24
89	成恒集会所	中津市三光成恒 269	20
90	下田口集会所	中津市三光田口 2033	39
91	池部住宅集会所	中津市三光西秣 516	7

92	長谷集会所	中津市三光西秣 1700-4	12
93	土田集会所	中津市三光臼木 1495-4	24
94	牛ノ首集会所	中津市三光土田 1047	2
95	臼木集会所	中津市三光臼木 1040	32
96	小袋農業研修所	中津市三光小袋 685-1	22
97	上田口集会所	中津市三光田口 958-1	19
98	屋形下地区集会所	中津市本耶馬渓町東屋形 618	13
99	今行・下屋形地区集会所	中津市本耶馬渓町今行 3-2	17
100	樋田小学校	中津市本耶馬渓町樋田 94	490
101	禅海スポーツセンター	中津市本耶馬渓町曽木 1800	205
102	水取多目的集会所	中津市本耶馬渓町跡田 158-1	18
103	羅漢多目的集会所	中津市本耶馬渓町跡田 1740-3	13
104	上津小学校	中津市本耶馬渓町折元 662	445
105	東谷上地区集会所	中津市本耶馬渓町東谷 3788-1	11
106	東谷下地区集会所	中津市本耶馬渓町東谷 902	13
107	西谷上活性化センター	中津市本耶馬渓町西谷 4101	18
108	西谷下地区集会所	中津市本耶馬渓町西谷 797-3	15
109	岩屋多目的集会施設	中津市耶馬溪町大字平田 65	22
110	中村営農研修センター	中津市耶馬溪町大字平田 668-5	20
111	町丈集会所	中津市耶馬溪町大字 1002 番地 5	29
112	小友田公民館	中津市耶馬溪町大字小友田	14
113	三尾母公民館	中津市耶馬溪町大字三尾母 423-3	17
114	福土公民館	中津市耶馬溪町大字福土	17
115	上福士高齢者活動促進施設	中津市耶馬溪町大字福土	8
116	福土台公民館	中津市耶馬溪町大字福土 1174-98	4
117	口ノ林営農研修センター	中津市耶馬溪町大字戸原 1774-1	23
118	上戸原生活改善センター	中津市耶馬溪町大字戸原 1393-1	22
119	下戸原公民館	中津市耶馬溪町大字戸原 103	18
120	木ノ子生活改善センター	中津市耶馬溪町大字戸原 263-5	23
121	朝日ヶ丘集会所	中津市耶馬溪町大字柿坂 289-9	9
122	耶馬溪中学校	中津市耶馬溪町大字柿坂 684	200
123	栃木多目的集会施設	中津市耶馬溪町大字栃木 38-1	21
124	中畑集落公民館	中津市耶馬溪町大字中畑	11
125	上ノ川内公民館	中津市耶馬溪町大字中畑 926-1	12
126	柚木公民館	中津市耶馬溪町大字大野 197-1	10
127	大野中央多目的集会施設	中津市耶馬溪町大字大野 2847-2	16
128	柾木多目的集会施設	中津市耶馬溪町大字大野 2268-3	22
129	両午林業の家	中津市耶馬溪町大字川原口 157-4	14
130	中村生活改善センター	中津市耶馬溪町大字川原口	19

131	永岩公民館	中津市耶馬溪町大字川原口	11
132	小屋ノ原生活改善センター	中津市耶馬溪町大字川原口 1020	13
133	相ノ原公民館	中津市耶馬溪町大字川原口	8
134	鷹丸多目的集会施設	中津市耶馬溪町大字山移 5698	16
135	原井生活改善センター	中津市耶馬溪町大字山移	23
136	持田公民館	中津市耶馬溪町大字山移 3817-3	22
137	八木蒔生活改善センター	中津市耶馬溪町大字山移 4020	19
138	上ノ畑農業構造改善センター	中津市耶馬溪町大字山移	16
139	百谷生活改善センター	中津市耶馬溪町大字山移	19
140	上百谷公民館	中津市耶馬溪町大字山移 4690-5	6
141	深耶馬東多目的集会施設	中津市耶馬溪町大字深耶馬 204-3	16
142	小柿山生活改善センター	中津市耶馬溪町大字深耶馬 1059-2	19
143	深耶馬体育館	中津市耶馬溪町大字深耶馬 1481-4	116
144	寺小野公民館	中津市耶馬溪町大字深耶馬 1619-1	16
145	折戸農林業家婦人活動促進施設	中津市耶馬溪町大字深耶馬 2147-1	14
146	深耶馬温泉館	中津市耶馬溪町大字深耶馬 2941	10
147	藤木公民館	中津市耶馬溪町大字深耶馬 3591-1	11
148	随雲寺公民館	中津市耶馬溪町大字大島 1442-2	19
149	奥ノ鶴公民館	中津市耶馬溪町大字大島 922-3	18
150	大久保公民館	中津市耶馬溪町大字大島	2
151	金吉下・大久保生活改善センター	中津市耶馬溪町大字金吉	40
152	鹿熊公民館	中津市耶馬溪町大字大島 2640-1	10
153	元奥畑分校	中津市耶馬溪町大字大島	23
154	上台生活改善センター	中津市耶馬溪町大字大島 4302	12
155	金吉上公民館	中津市耶馬溪町大字金吉 712-1	15
156	内山・上ノ原公民館	中津市耶馬溪町大字金吉 4670-1	15
157	床波公民館	中津市耶馬溪町大字金吉	15
158	行広公民館	中津市耶馬溪町大字金吉 1610-1	14
159	山浦生活改善センター	中津市耶馬溪町大字金吉 1793-1	19
160	提鶴高齢者活動促進施設	中津市耶馬溪町大字金吉	11
161	伊福山村活性化支援センター	中津市耶馬溪町大字金吉 2552-1	22
162	鎌城農村多目的共同利用施設	中津市耶馬溪町大字金吉 5157	20
163	貞曽高齢者活動促進施設	中津市耶馬溪町大字樋山路 323-1	38
164	黒法師営農研修センター	中津市耶馬溪町大字樋山路 323 番地 1	20
165	樋山路中組山村活性化支援センター	中津市耶馬溪町大字樋山路 2054-3	27
166	両畑生活改善センター	中津市耶馬溪町大字樋山路 1612	19
167	橋本多目的集会施設	中津市耶馬溪町大字宮園 16-3	31
168	宮園農林漁家婦人活動施設	中津市耶馬溪町大字宮園 337	31
169	江渕公民館	中津市耶馬溪町大字宮園 662-3	14

170	一ツ戸生活改善センター	中津市耶馬溪町大字宮園 952-1	23
171	大曲生活改善センター	中津市山国町草本 785-4	7
172	田良川多目的集会施設	中津市山国町草本 1073-1	17
173	草本公民館	中津市山国町草本 571-1	17
174	小屋川農業研修所	中津市山国町小屋川 685-4	21
175	羽高生活改善センター	中津市山国町中摩 1000-4	9
176	奥谷地区多目的集会施設	中津市山国町中摩 1925-2	17
177	吉野地区集会所	中津市山国町吉野 757	11
178	溝部小学校	中津市山国町吉野 754	68
179	平小野生活改善センター	中津市山国町平小野 569-4	15
180	市平多目的集会施設	中津市山国町宇曽 2192-1	17
181	守実高齢者コミュニティセンター	中津市山国町守実 167-6	34
182	狩宿構造改善センター	中津市山国町守実 2325-6	9
183	神谷地区構造改善センター	中津市山国町中摩 192-8	9
184	庄屋村生活改善センター	中津市山国町中摩 6107-8	13
185	上守実農業研修所	中津市山国町守実 1966	17
186	成政公民館	中津市山国町守実 89-14	12
187	第8分団詰所	中津市山国町藤野木 415-4	3
188	草野河内生活改善センター	中津市山国町藤野木 535-1	6
189	重尾公民館	中津市山国町藤野木 821-2	6
190	市場公民館	中津市山国町宇曽 1235-13	12
191	大勢集会所	中津市山国町宇曽 144	10
192	宇曽地区集落センター	中津市山国町宇曽 1107-1	23
193	犬王丸多目的集会施設	中津市山国町中摩 3559-4	6
194	中摩コミュニティセンター	中津市山国町中摩 3230-1	59
195	中摩下公民館	中津市山国町中摩 3042-2	9
196	白地農業研究所	中津市山国町中摩 5545-4	11
197	長尾野公民館	中津市山国町長尾野 475-3	12
198	春田地区生活改善センター	中津市山国町中摩 4218-5	23
199	旧毛谷村分校	中津市山国町槻木	14
	合計	25,936	

臼杵市

No	÷c≡n.⊘	施設名 住所	想定収容人数
INO	// // // // // // // // // // // // //		(1 人あたり 4 ㎡)
1	臼杵市民会館	臼杵市大字臼杵 72-83	159
2	社会福祉センター	臼杵市大字臼杵 4-1	161
3	諏訪山体育館	臼杵市大字諏訪 592-5	272
4	臼杵市柔剣道場	臼杵市大字臼杵 81-95	146
5	臼杵中央公民館	臼杵市大字臼杵 2-107-562	170

6	野津中央公民館	臼杵市野津町大字野津市 184	225
7	中臼杵農村環境改善センター	臼杵市大字武山 1838	143
8	臼杵小学校 体育館	臼杵市大字臼杵 65	117
9	福良ヶ丘小学校 体育館	臼杵市大字福良 360-1	117
10	市浜小学校 体育館	臼杵市大字戸室 503	117
11	下南小学校 体育館	臼杵市大字望月 815	97
12	海辺小学校 体育館	臼杵市大字大浜 173	102
13	佐志生小学校 体育館	臼杵市大字佐志生 3015-1	143
14	下ノ江小学校 体育館	臼杵市大字大野 1955	102
15	下北小学校 体育館	臼杵市大字稲田 892	180
16	上北小学校 体育館	臼杵市大字末広 2487-2	135
17	臼杵市文化財管理センター 体育館	臼杵市大字吉小野 4296	102
18	臼杵南小学校 体育館	臼杵市大字掻懐 1483	104
19	野津小学校 体育館	臼杵市野津町大字山頭 3100	134
20	旧田野小学校 体育館	臼杵市野津町大字亀甲 4014	78
21	川登小学校 体育館	臼杵市野津町大字清水原 1341	101
22	南野津小学校 体育館	臼杵市野津町大字西畑 600	95
23	東中学校 体育館	臼杵市大字臼杵 71-18	249
24	西中学校 体育館	臼杵市大字戸室 535	249
25	北中学校 体育館	臼杵市大字江無田 132-1	241
26	南中学校 体育館	臼杵市大字掻懐 2227-1	151
27	野津中学校 体育館	臼杵市野津町大字野津市 666	225
28	戸上ふれあい広場	臼杵市野津町大字西寒田 2989	32
29	都松地区ふれあいセンター 体育館	臼杵市野津町大字都原 1014	89
30	上浦・深江地区コミュニティセンター	臼杵市大字深江 1509	63
31	宮本地域体育館	臼杵市大字東神野 3402	78
32	西神野ふれ愛センター	臼杵市野津町大字西神野 1070	90
33	臼杵高等学校 体育館	臼杵市大字海添 2521	226
34	海洋科学高等学校 武道場	臼杵市大字諏訪 254-1-2	90
35	南野津地区公民館	臼杵市野津町大字吉田 161	35
36	田野地区公民館	臼杵市野津町大字亀甲 4010-2	55
37	臼杵支援学校 体育館	臼杵市大字井村 911	99
38	市浜地区コミュニティセンター	臼杵市大字前田 1851-8	99
	合計		5,071

杵築市

No	o 施設名 住所	想定収容人数	
INO	旭設石	11171	(1 人あたり4㎡)
1	杵築小学校	杵築市大字杵築 216	218
2	杵築幼稚園	杵築市大字杵築 242-1	121
3	杵築高校	杵築市大字本庄 2379	250
4	宗近中学校	杵築市大字南杵築 2063	226
5	東小学校	杵築市大字片野 1129-2	79
6	東地区公民館	杵築市大字片野 1150-227	25
7	八坂地区公民館	杵築市大字本庄 1388-1	62
8	八坂小学校	杵築市大字八坂 2782-1	136
9	北杵築小学校	杵築市大字溝井 454	97
10	北杵築地区公民館	杵築市大字溝井 795-1	15

11	豊洋小学校	杵築市大字奈多 231-1	134
12	奈狩江地区公民館	杵築市大字狩宿 2113-1	25
13	旧東山香小学校	杵築市山香町広瀬 512	114
14	山香中学校	杵築市山香町野原 700-5	206
15	山香小学校	杵築市山香町野原 2500	205
16	山香農村環境改善センター	杵築市山香町野原 1413-3	25
17	上村の郷	杵築市山香町久木野尾 3792-1	50
18	旧上小学校	杵築市山香町大字久木野尾 3813-2	75
19	上地区公民館	杵築市山香町大字久木野尾 3918-1	12
20	立石地区公民館	杵築市山香町立石 2464	25
21	旧向野小学校	杵築市山香町向野 2639	114
	合計	2,214	

日出町

No	施設名	住所	想定収容人数 (1 人あたり4㎡)
1	南端地区公民館	日出町大字南畑 3731-3	22
2	旧南端小学校	日出町大字南畑 1210-8	186
3	豊岡地区公民館	日出町大字豊岡 5586	40
4	豊岡小学校	日出町大字豊岡 3354-1	240
5	日出中学校	日出町 2627	213
6	日出小学校	日出町 2610-1	96
7	日出町中央公民館	日出町 3891-2	137
8	日出町中央体育館	日出町 3891-2	214
9	藤原地区公民館	日出町藤原 4380-1	41
10	藤原小学校	日出町藤原 5266-1	103
11	日出町保健福祉センター	日出町大字藤原 2277-1	213
12	川崎小学校	日出町大字川崎 1082	157
13	川崎体育館	日出町大字川崎 3777-1	144
14	大神地区公民館	日出町大神 2958-1	80
15	大神小学校	日出町大字大神 3139-1	81
16	大神中学校	日出町大字大神 3120	110
	合計		2,077

表8-6 集合場所 (避難実施市町) 候補一覧

集合場所(避難実施市町)

別府市

No	施設名	所在地	管理者名称
1	浜脇公園・浜脇東浜公園	別府市浜脇1丁目6	別府市
2	別府中央小学校	別府市京町 818-26	別府市
3	上人小学校	別府市大字北石垣 171	別府市
4	旧別府羽室台高校	別府市大字野田 565	大分県
5	別府競輪場	別府市亀川東町1番36号	別府市
6	別府市公設地方卸売市場	別府市古市町 881 番地 81	別府市

宇佐市

·- ·				
No	施設名	所在地	管理者名称	
1	津房地区公民館	宇佐市安心院町六郎丸 666 – 2	宇佐市	
2	津房小学校	宇佐市安心院町五郎丸 380-2	宇佐市	

由布市

_					
	No	施設名	所在地	管理者名称	
	1	塚原小学校	由布市湯布院町塚原 513 番地	由布市	

表8-7 避難中継所(受入市町村)候補一覧

避難中継所(受入市町村)

大分市

No	施設名	所在地	管理者名称
1	南大分スポーツパーク	大分市大字羽屋字柳本 432-1 外	大分市
2	大洲総合運動公園	大分市大字青葉町 1	大分県(ファビルス・プラニング大分共同事業体)
3	西部スポーツ交流広場	大分市金谷迫 836-1	大分市
4	鶴崎スポーツパーク	大分市鶴崎字竹 88-2	大分市
5	七瀬川自然公園	大分市字赤池 188 外	大分市
6	佐野植物公園	大分市佐野字 3452-2	大分市
7	大分スポーツ公園	大分市大字横尾 1351	大分県((株)大宣)
8	鶴崎公民館	大分市東鶴崎 1-1-7	大分市
9	稙田公民館	大分市大字玉沢 789	大分市

日出町

No	施設名	所在地	管理者名称
1	日出町中央公民館	日出町 3891 番地 2	日出町
2	日出町中央体育館	日出町 3891 番地 2	日出町